

## 第2編 事業区域の変更

### 第1章 事業区域概要

#### ○仙台湾南部海岸における直轄海岸保全施設整備事業

仙台湾南部海岸は、宮城県仙台市から福島県境までの3市2町にまたがる延長約65kmの、東北地方では数少ない長大な砂丘を有する海岸である。当該海岸では、沿岸標砂による土砂供給が激減し、急速に海岸侵食が進行したため、国土交通省(旧建設省)では昭和62年度から調査を実施するとともに、平成4年度から宮城県と連携のうえ専門家を交えた「仙台湾沿岸技術検討委員会」を開催し、沖合施設による浸食対策を主体とした海岸保全対策計画を策定した。宮城県において平成7年度から山元海岸中浜工区においてヘッドランド整備に着手し、岩沼海岸(蒲崎工区)、山元海岸(笠野工区・中浜工区)における海岸保全施設整備事業の重要性・緊急性に鑑み、平成12年度からは海岸法第6条第1項による直轄事業に着手している。

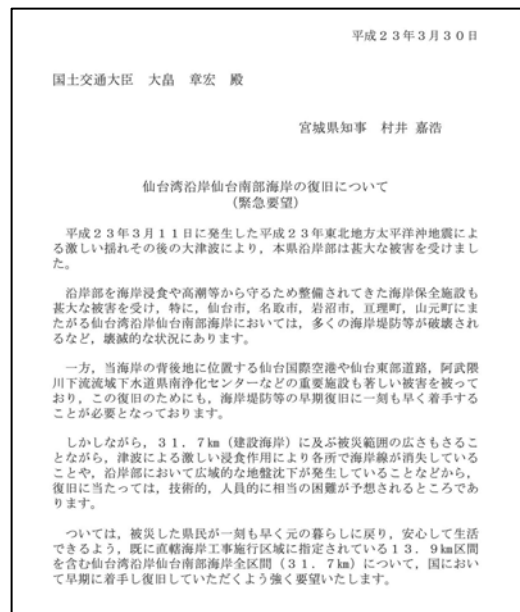
#### ○直轄工事区域の設定経緯

直轄工事区域については、平成12年8月31日建設省告示第1812号による公示がなされ、本直轄工事区間(岩沼海岸(蒲崎工区)、山元海岸)において直轄事業化しているものである。

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、激しい揺れとその後の大津波により、宮城県沿岸部は甚大な被害を請けるに至り、海岸法により直轄事業化している区間外については、平成23年3月30日付け宮城県知事より内閣府特命担当大臣(防災)、財務大臣及び国土交通大臣あてに「仙台湾沿岸仙台湾南部海岸の復旧について」(緊急要望)を受けたことを契機に、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」第7条第1項に基づき特定災害復旧等海岸工事を実施する区間(仙台湾海岸、名取海岸、岩沼海岸(二の倉))において直轄事業化しているものである。

#### ○海岸保全区域の震災(H23.3.11)による変更

仙台湾南部海岸における海岸保全区域は、海岸法 第三条(海岸保全区域の指定)に基づき海岸保全区域が指定されており、平成23年3月11日、東日本太平洋沖地震の影響により、海岸保全区域の指定範囲の見直しが行われ、平成23年5月2日に仙台湾海岸、名取海岸、岩沼海岸、平成25年2月5日に山元海岸が変更告示された。



○仙台湾南部海岸における海岸事業の海岸保全区域変更概要と直轄工事区域

本章は、仙台湾南部海岸における海岸事業に伴い必要となった海岸保全区域の変更概要と直轄工事区域の設定方法等についてとりまとめたものである。

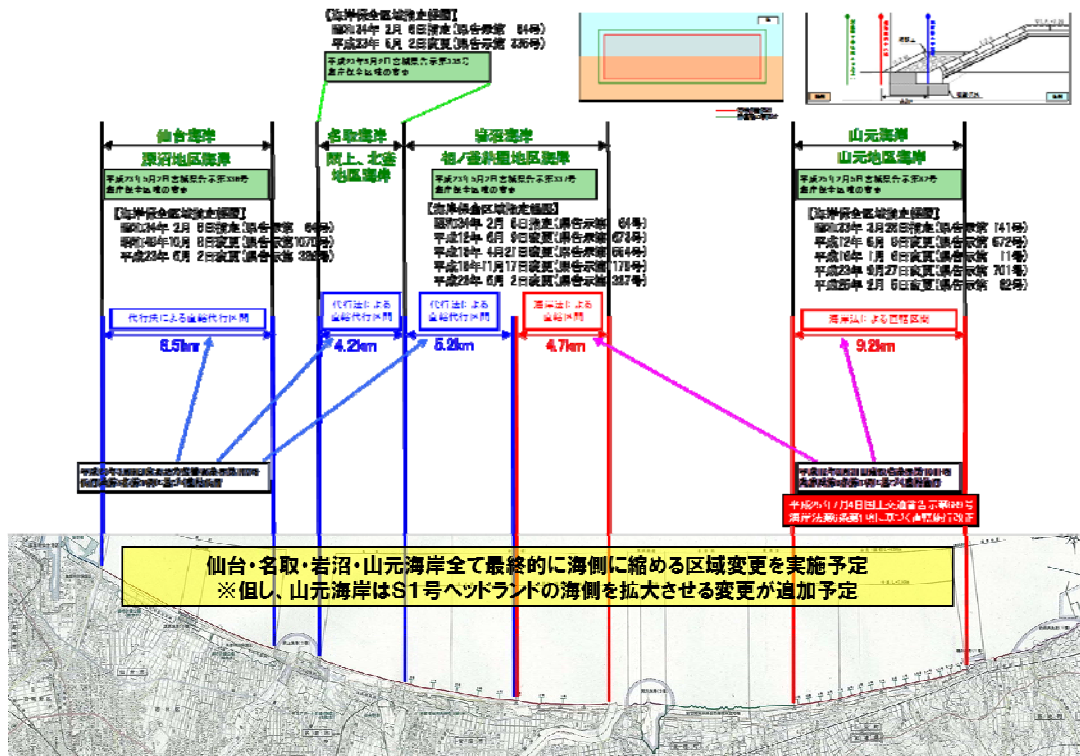


図 2.1 海岸保全区域指定経歴及び直轄工事区域の指定状況

## 第1節 海岸保全区域

仙台湾南部海岸における海岸保全区域は、海岸法 第三条(海岸保全区域の指定)に基づき海岸保全区域が指定されていたが、東北地方太平洋沖地震の影響により大規模な海岸保全施設の災害復旧が想定されたことから工事の影響範囲等を鑑み平成23年5月2日付けで仙台湾海岸、名取海岸、岩沼海岸、平成25年2月5日付けで山元海岸の4海岸5地区海岸の区域変更が行われている。

### 1.1 新海岸保全区域

仙台湾南部海岸において平成23年5月2日及び平成25年2月5日変更により拡大した海岸保全区域範囲については、災害復旧事業の完了もしくは目処がたった時点で必要最小限に縮める必要があった。

このため、現状ではなく新海岸保全区域として必要な設定幅の検討を行うと共に、この新海岸保全区域範囲の用地を海岸事業者の名義等にすべく用地買収及び必要な法手続(保安林解除)を行っている。

#### (1) 新海岸保全区域設定方法

##### 1) 新海岸保全区域(陸側)の考え方

仙台湾南部海岸における新海岸保全区域は以下の考え方をもとに設定した。

- ・法尻から陸側 4m を基本ラインとする

法尻から陸側 4m を基本ラインとすることで基礎コンクリート、地盤改良、坂路の腹付け盛土(坂路幅員 4.0m)などの陸側の海岸保全施設を全て網羅でき、かつ必要最小限の範囲設定となる。

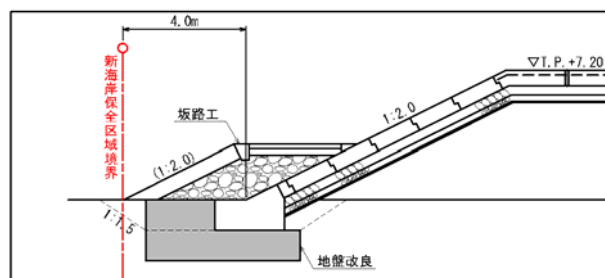


図 2.1.1-1 基本ラインの設定模式図

- ・基礎高の変化点は直近の堤防法線変化点にすりつける

基礎高の変化点を表 2.1.1-1に示す。基礎高が変化する断面は全工区で6箇所ある。

新海岸保全区域は、基礎高の変化点から最も近い堤防法線の変化点にすり付けることで階段状の区域設定を避け、かつ最少数の変化点での範囲設定となる。図 2.1.1-2に基礎高変化点のすり付けイメージ図を示す。

表 2.1.1-1 基礎高変化点

No	工区名	測点	基礎高の変化(北側→南側)
1	深沼北工区	No.63+1.5	TP+2.40m → TP+3.10m
2	深沼南工区	No.40+40	TP+3.30m → TP+2.00m
3	関上北釜工区	No.65+30.75	TP+2.60m → TP+3.00m
4	二の倉工区	No.27+21.91	TP+3.00m → TP+2.50m
		No.75+21.03	TP+2.50m → TP+2.00m
5	蒲崎工区	No.44	TP+2.00m → TP+2.20m

【基礎高変化のイメージ図(二の倉工区の例)】

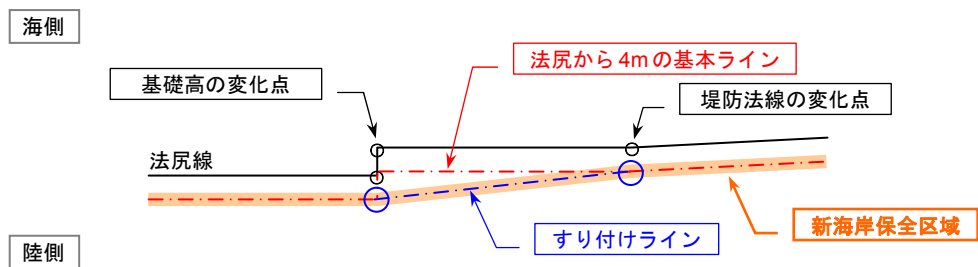
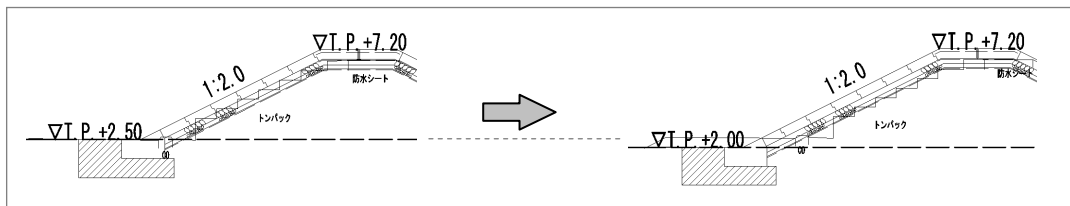


図 2.1.1-2 基礎高変化点のすり付けイメージ図

## 2) 新海岸保全区域の検討中が必要な区間

- 各工区の個別理由により、新海岸保全区域が検討中の区間を表 2.1.1-2に示す。

表 2.1.1-2 区域設定の検討が必要な区間

No	工区名	区 間	区域設定を検討中の理由
2	深沼南工区	No.43～No.76	井土浦(堤防法線未確定)
3	関上・北釜工区	北端	漁港区域との調整が必要

- 現海岸保全区域から拡大が必要な区間

1)の考え方で新海岸保全区域を設定した場合、現海岸保全区域よりも陸側に基本ラインが位置する区間、または海側の海岸保全区域が不足している区間は、中浜工区の4区間である。現海岸保全区域から拡大が必要な区間を表 2.1.1-3に示す。

表 2.1.1-3 現海岸保全区域から拡大が必要な区間

No	工区名	概ねの影響区間	
7	中浜工区	陸側	No.15 ~ No.20
			No.71 ~ No.72
			No.83 ~ No.99
		海側	No.87 ~ No.99

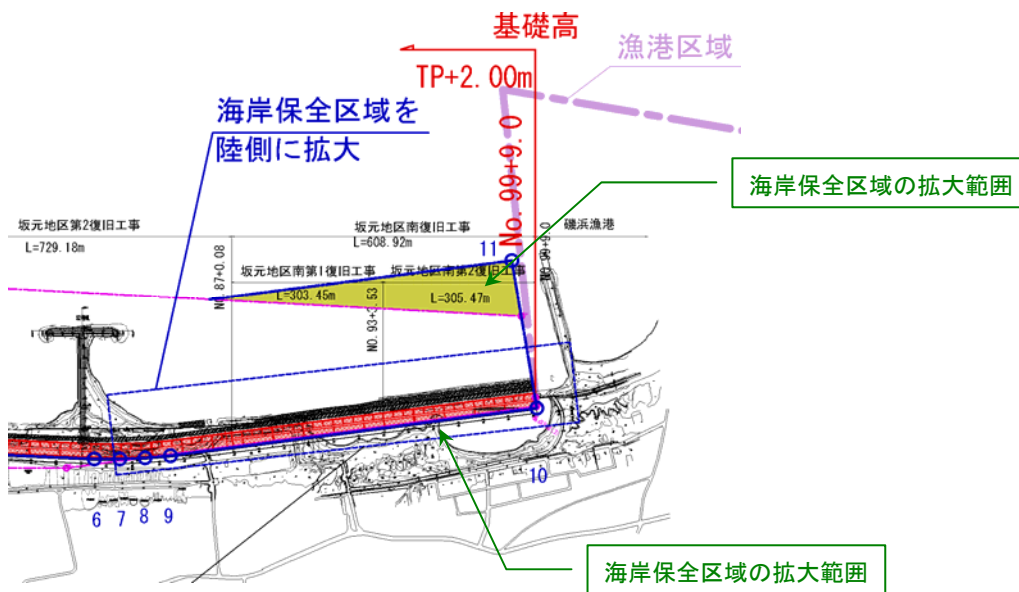


図 2.1.1-3 海岸保全区域の拡大区間平面図 (No.83～No.99)

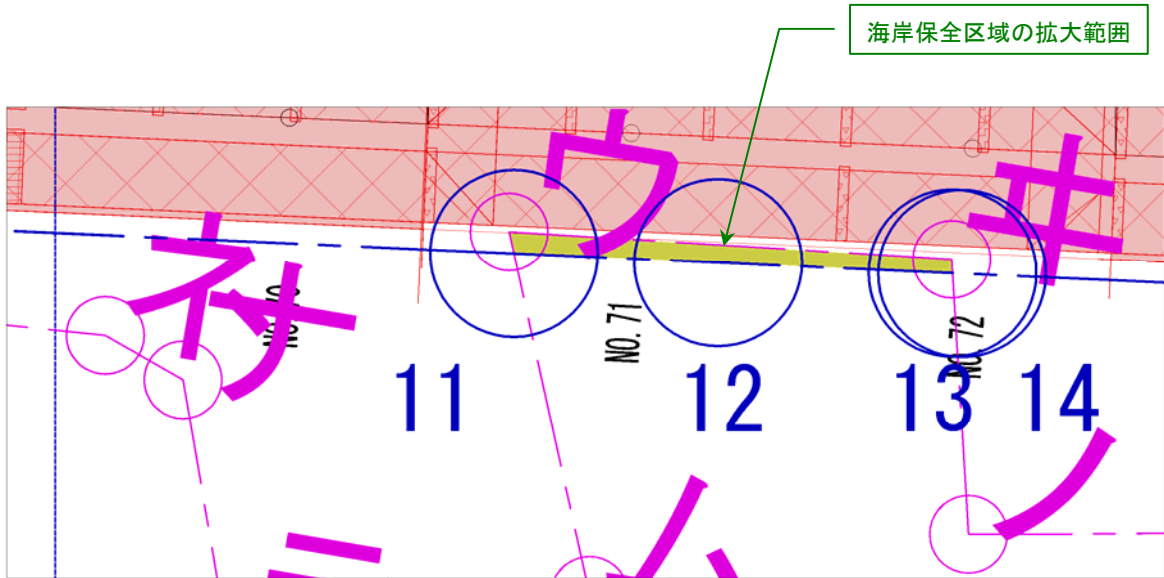


図 2.1.1-4 海岸保全区域の拡大区間平面図(No.71~No.72)

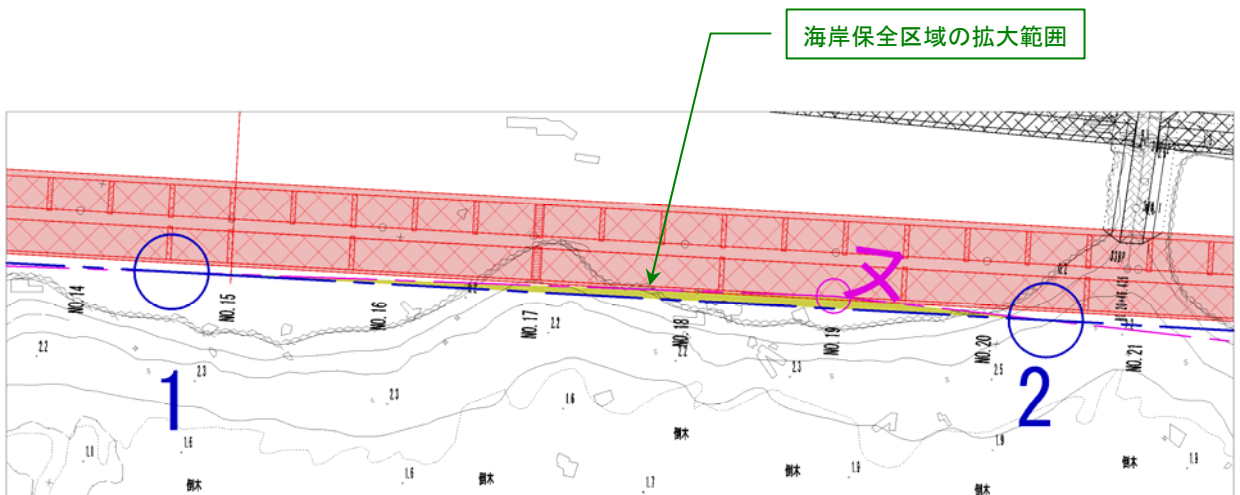


図2.1.1-5 海岸保全区域の拡大区間平面図(No.15~No.20)

・個別理由によって基本ラインより狭くする区間(民有地への影響区間)

1)の考え方で新海岸保全区域を設定した場合、海岸保全区域内に民有地が存在する工区は、二の倉工区と中浜工区の2工区である。海岸堤防敷の土地所有者を表 2.1.1-4に示す。

このうち、二の倉工区(地番 243-17)は既に協議済みであり、中浜工区(地番 1-2、1-3、1-4)は、社団法人 坂元愛林公益会の用地であり問題ない。

新海岸保全区域の設定において問題となる用地は、二の倉工区(地番 243-16、243-42)であり、別途設定方法を決定する。

表 2.1.1-4 海岸堤防敷の土地所有者

No.	工区名	海岸堤防位置の土地所有者 (赤字 = 民地)
1	深沼北工区	宮城県・仙台市の保安林
2	深沼南工区	総理府・国土交通省の山林 宮城県・仙台市の保安林 国有林 仙台市の原野
3	関上・北釜工区	宮城県の保安林 名取市の保有林
4	二の倉工区	宮城県の保安林 宮城県の山林 北1,2工区 : 243-17 保安林 二の倉2,3,7工区 : 243-16 保安林 二の倉7工区 : 243-42 保安林
5	蒲崎工区	宮城県の保安林 岩沼市の公衆用道路 岩沼市の保安林
6	笠野工区	宮城県の保安林 巨理郡山元町の保安林
7	中浜工区	国有林 宮城県の保安林 坂元北5,6工区 : 1-2 保安林 社団法人 坂元愛林公益会 坂元工区、坂元1工区 : 1-3 保安林 社団法人 坂元愛林公益会 坂元2工区、坂元南1,2工区 : 1-4 保安林 社団法人 坂元愛林公益会

二の倉工区のうち二の倉 2,3,7 工区は、複数の地権者を有する私有地(地番 243-16、243-42)に影響する。影響区間を図.に示す。

同区間は複数の地権者を有する私有地内に新海岸保全区域の基本ラインが入るため、官民境界を新海岸保全区域ラインとして設定する。新海岸保全区域の設定ラインを図 2.1.1-6の青線で示す。

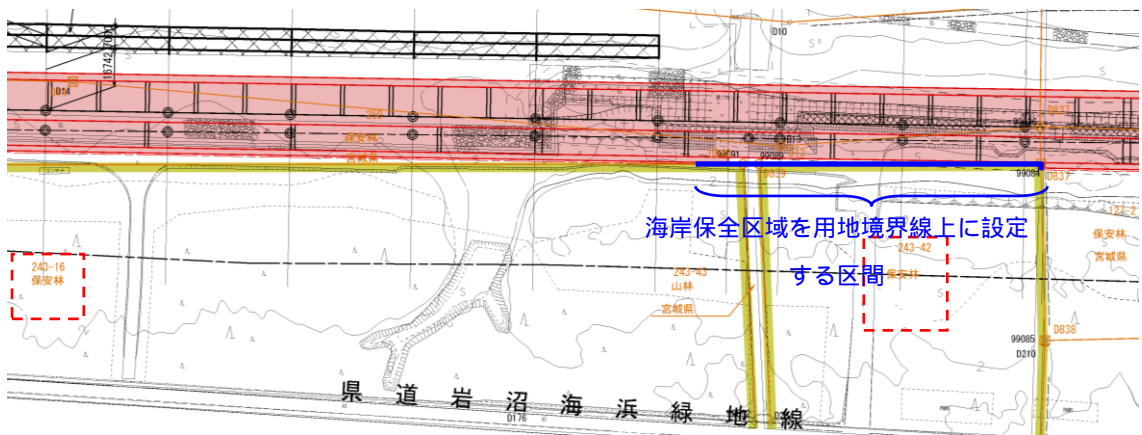


図 2.1.1-6 二の倉工区平面図(私有地影響区間)



### 3) 海岸堤防より海側の民地および官地について

仙台湾南部海岸において、海岸堤防より海側には基本的に民有地は無い(前述した民有地影響区間(二の倉工区、中浜工区)を除く)が、一部の区間で官地(保安林は除く)が存在する。

海岸堤防の海側にある保安林以外の官地一覧を表 2.1.1-5 に整理する。同表より、深沼北工区、深沼南工区で保安林以外の官地が存在する。

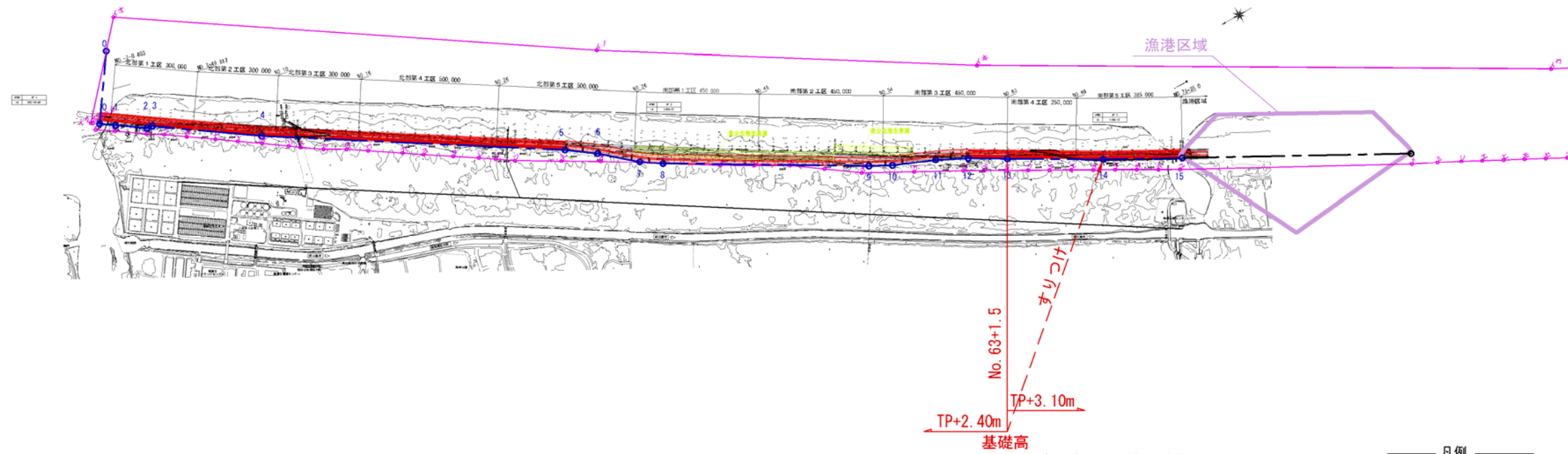
表 2.1.1-5 海岸堤防より海側の官地一覧(保安林除く)

No.	工区名	海岸堤防より海側の官地(保安林以外)
1	深沼北工区	北3工区：138 雑種地 仙台市
2	深沼南工区	南1,2,3,4,5工区：1 原野 仙台市
3	閑上・北釜工区	なし
4	二の倉工区	北1,2工区：243-17 保安林
5	蒲崎工区	なし
6	笠野工区	なし
7	中浜工区	坂元北5工区：1-2 保安林 社団法人 坂元愛林公益会 坂元工区、坂元1工区：1-3 保安林 社団法人 坂元愛林公益会 坂元2工区、坂元南1,2工区：1-4 保安林 社団法人 坂元愛林公益会

① 新海岸保全区域設定根拠図

新海岸保全区域の設定根拠図を図 2.1.1-7～図 2.1.1-13に示す。

深沼北工区新海岸保全区域平面図  
S=1:7500



变化点設置理由一覧表

No.	法線	基礎	検討中	その他
0				○
1				○
2				○
3	○			
4	○			
5	○			
6	○			
7	○			
8	○			
9	○			
10	○			
11	○			
12	○			
13		○		
14	○			
15	○			

凡例

●—●	新海岸保全区域
○- -○	現海岸保全区域

工事名	
図面名	深沼北工区新海岸保全区域平面図
作成年月日	
縮尺	1:7500
図面番号	/
会社名	
事業者名	東北地方整備局 仙台河川国道事務所

図 2.1.1-7 新海岸保全区域(深沼北工区)

深沼南工区新海岸保全区域平面図  
S=1:7500

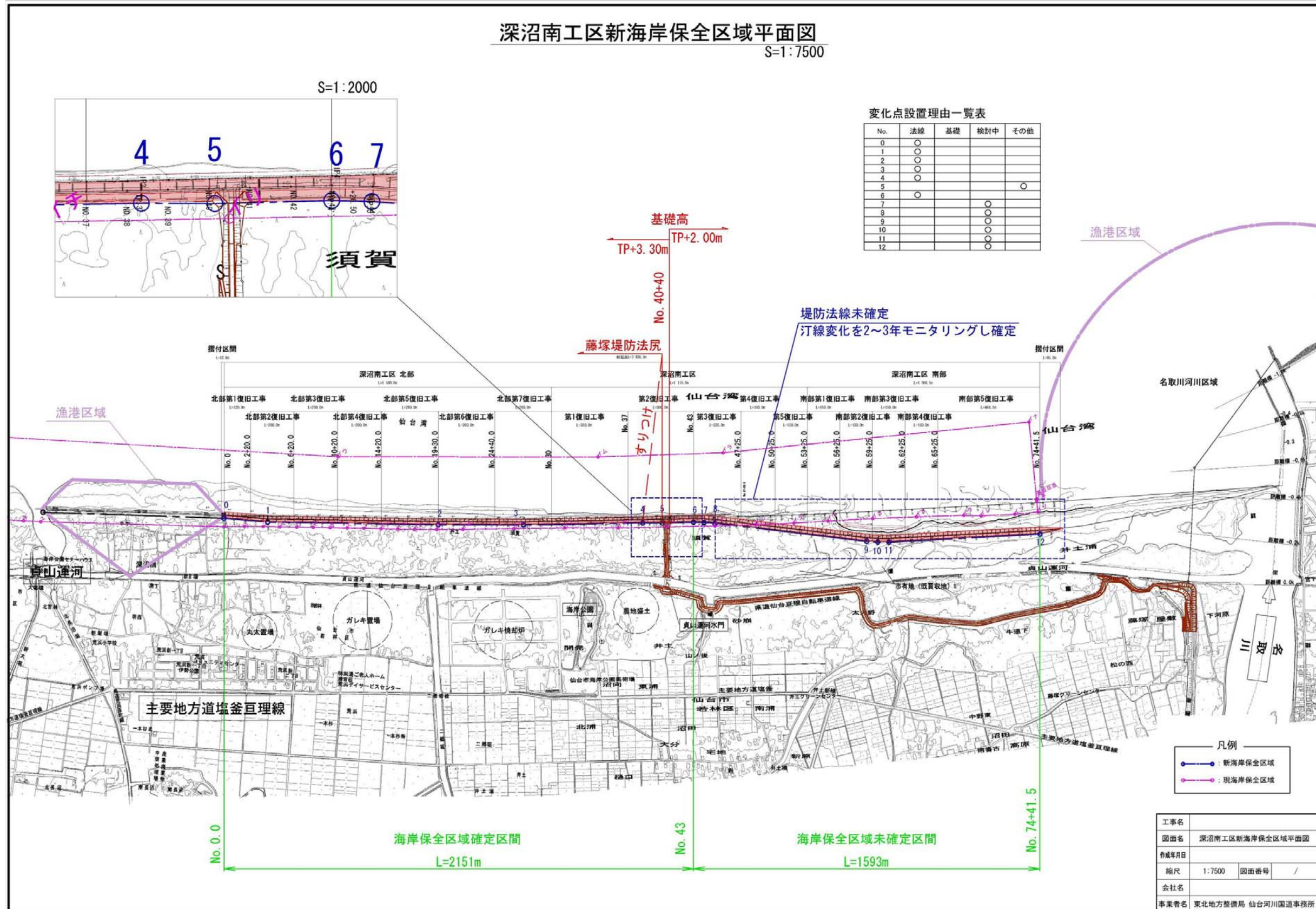
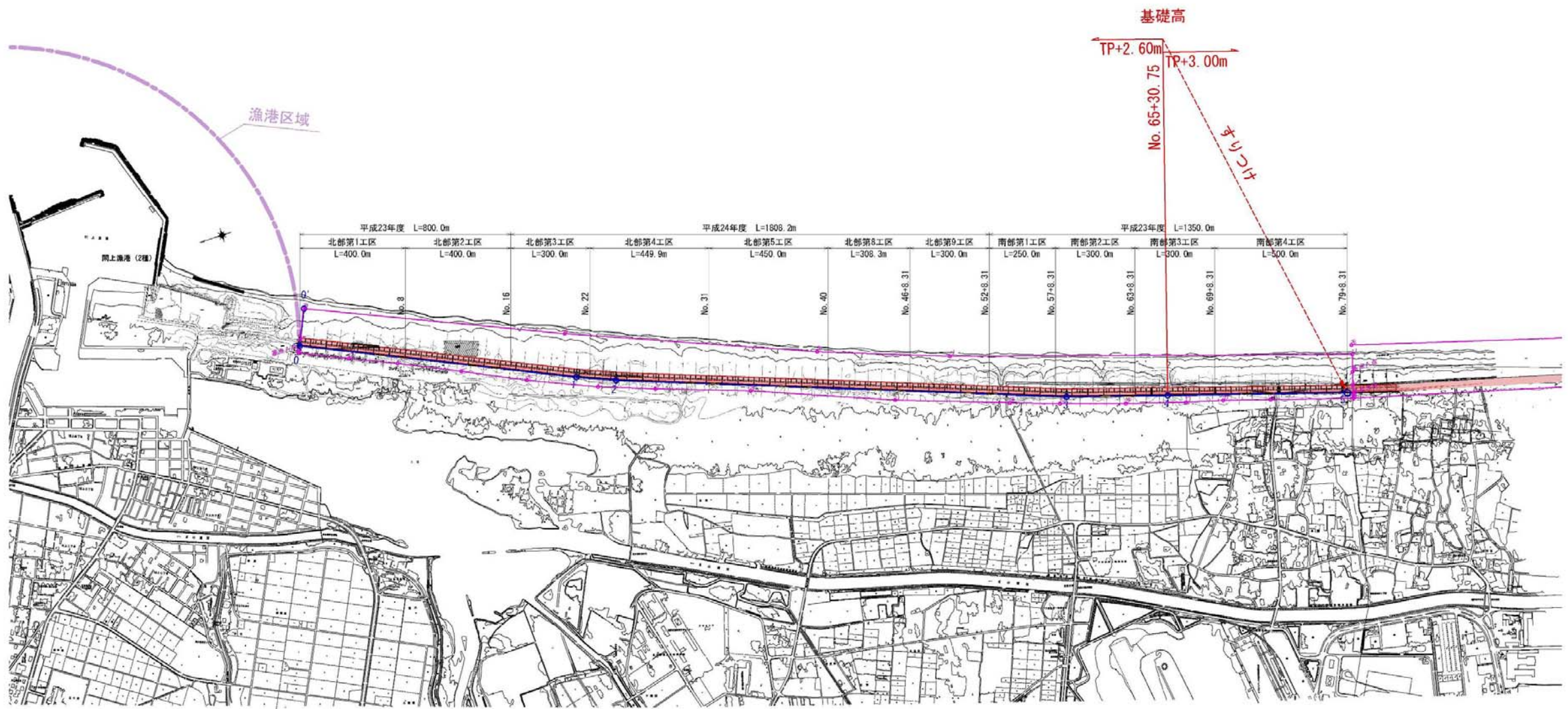


図 2.1.1-8 新海岸保全区域(深沼南工区)

# 閑上・北釜工区新海岸保全区域平面図

S=1:7,500



変化点設置理由一覧表

No.	法線	基礎	検討中	その他
0				○
1	○			
2	○			
3	○			
4		○		
5	○			

凡例  
 ●●●●● 新海岸保全区域  
 ○○○○○ 現海岸保全区域  
 北部第6・7工区：欠番

工事名			
図面名	閑上・北釜工区新海岸保全区域平面図		
作成年月日			
縮尺	1:7500	図面番号	/
会社名			
事業者名	東北地方整備局 仙台河川国道事務所		

図 2.1.1-9 新海岸保全区域(閑上・北釜工区)

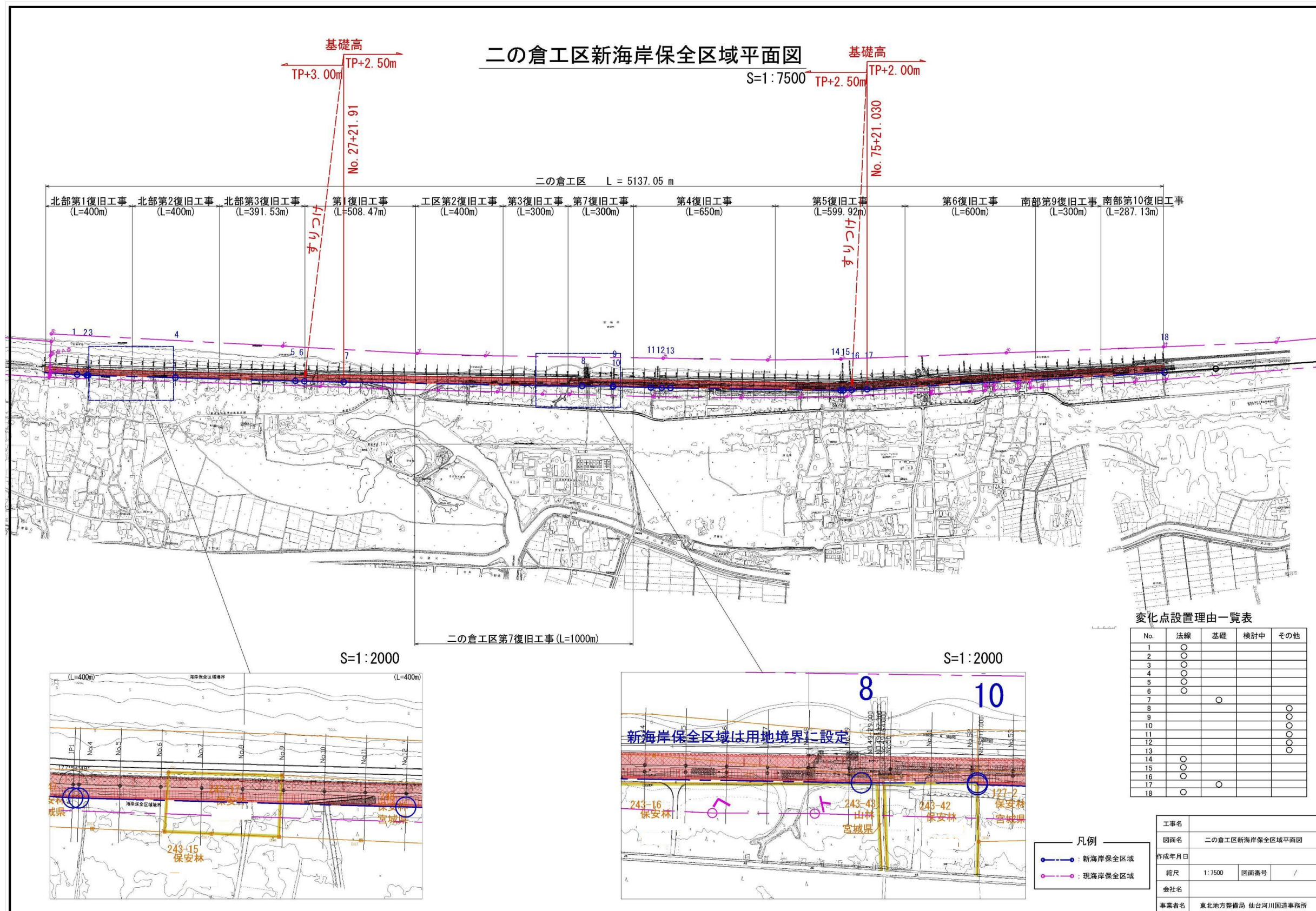
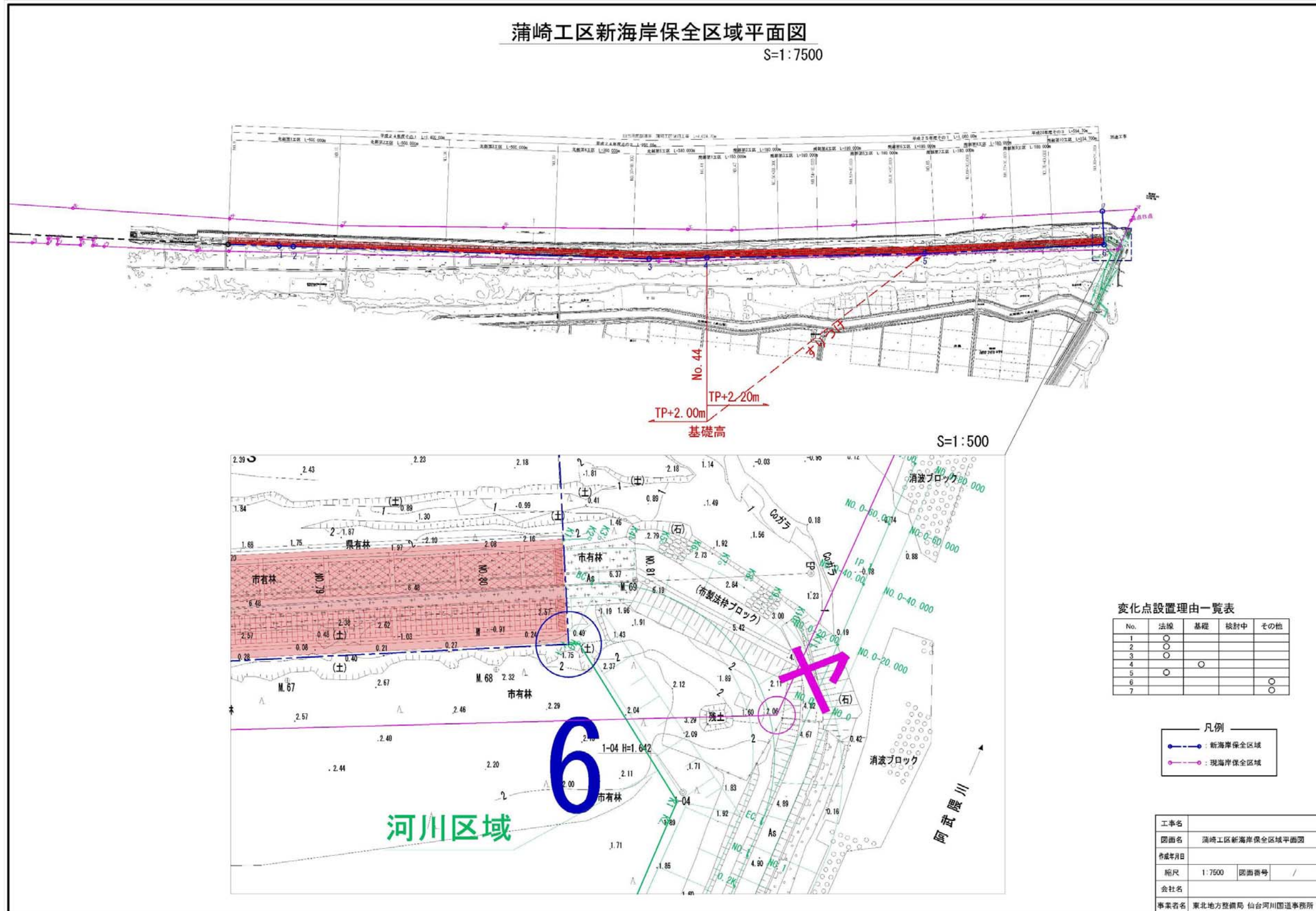


図 2.1.1-10 新海岸保全区域(二の倉工区)

蒲崎工区新海岸保全区域平面図

S=1:7500



変化点設置理由一覧表

No.	法線	基礎	検封中	その他
1	○			
2	○			
3	○			
4		○		
5	○			
6				○
7				○

凡例

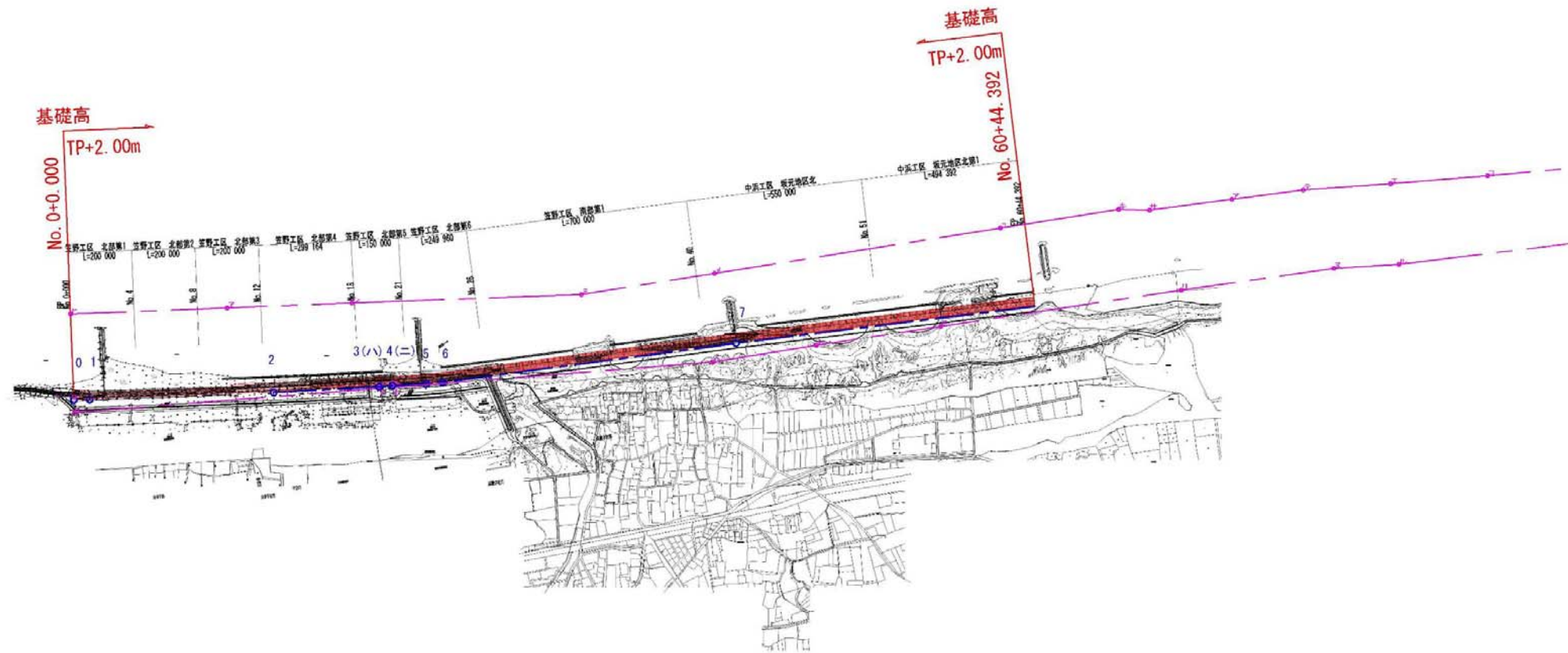
—●—	新海岸保全区域
—○—	現海岸保全区域

工事名			
図面名	蒲崎工区新海岸保全区域平面図		
作成年月日			
縮尺	1:7500	図面番号	/
会社名			
事業名	東北地方整備局 仙台河川国道事務所		

図 2.1.1-11 新海岸保全区域(蒲崎工区)

### 笠野工区新海岸保全区域平面図

S=1:7500



変化点設置理由一覧表

No.	法線	基礎	検討中	その他
0	○			
1	○			
2	○			
3(A)				○
4(B)				○
5	○			
6	○			
7	○			

凡例

- : 新海岸保全区域
- : 現海岸保全区域

工事名			
図面名	笠野工区新海岸保全区域平面図		
作成年月日			
縮尺	1:7500	図面番号	/
会社名			
事業者名	東北地方整備局 仙台河川国道事務所		

図 2.1.1-12 新海岸保全区域(笠野工区)



### 中浜工区新海岸保全区域平面図

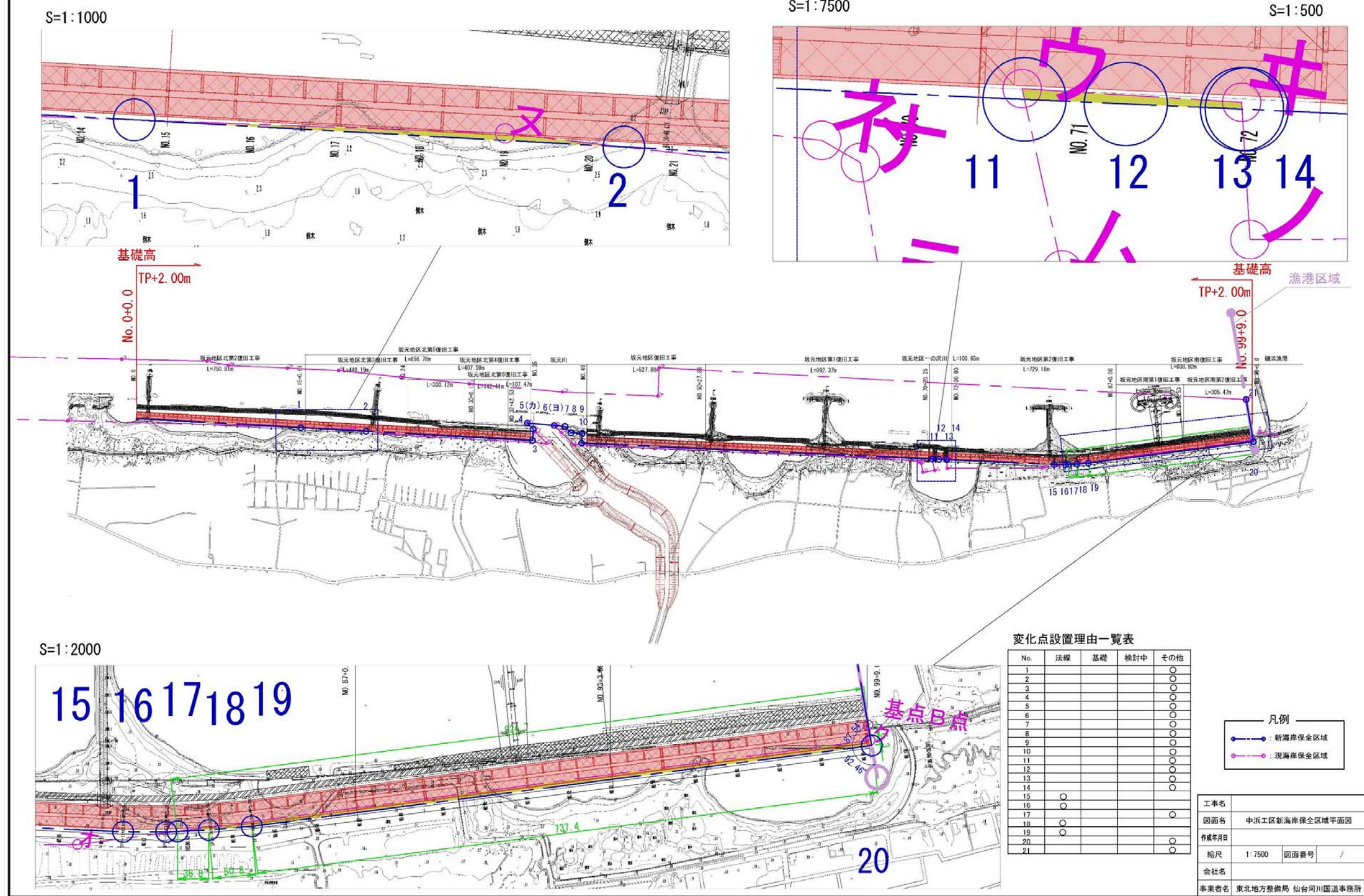


図 2.1.1-13 新海岸保全区域(中浜工区)

## ② 新海岸保全区域の座標値

海岸保全区域の座標値一覧を以下に示す。

座標値は現在の海岸保全区域(東北地方太平洋沖地震に拡大)および新海岸保全区域とする。なお、中浜工区については、東北地方太平洋沖地震後に拡大した海岸保全区域では不足する範囲があったため、さらに拡大していることから併せて一覧表に整理した。

- 表 2.1.1-6 海岸保全区域座標値(深沼北、深沼南)
- 表 2.1.1-7 海岸保全区域座標値(閑上・北釜、二の倉、蒲崎)
- 表 2.1.1-8 海岸保全区域座標値(笠野、中浜)

表 2.1.1-6 海岸保全区域座標値(深沼北、深沼南)

工区	記号	海岸保全区域		杭有・無	海岸保全区域	海岸保全区域					
		X座標	Y座標			緯度		経度			
深沼北	基点A点	-194074.2376	15600.3929	新規	○	38度	15分	5.5987秒	141度	0分	41.6771秒
	イ	-194070.0002	15594.3695	新規	○	38度	15分	5.7365秒	141度	0分	41.4296秒
	ロ	-194116.6872	15561.4932	新規	○	38度	15分	4.2243秒	141度	0分	40.0737秒
	ハ	-194210.7375	15496.0381	新規	○	38度	15分	1.1778秒	141度	0分	37.3740秒
	ニ(AX1)	-194226.5378	15493.8681	新規※	○	38度	15分	0.6654秒	141度	0分	37.2835秒
	ホ(H241130-1)	-194556.7420	15263.9360	設置済	○	38度	14分	49.9694秒	141度	0分	27.8005秒
	AX2	-194662.5690	15196.1050	新規	—	38度	14分	46.5410秒	141度	0分	25.0025秒
	AX4	-194674.0880	15188.7220	新規	—	38度	14分	46.1678秒	141度	0分	24.6980秒
	A261	-195331.4710	14767.3670	新規	—	38度	14分	24.8707秒	141度	0分	7.3188秒
	ヘ(H250212-2)	-195483.1400	14670.1540	設置済	○	38度	14分	19.9570秒	141度	0分	3.3096秒
	ト(H250212-3)	-195578.9820	14600.1120	設置済	○	38度	14分	16.8525秒	141度	0分	0.4220秒
	チ(H250212-4)	-195695.3290	14496.9120	設置済	○	38度	14分	13.0847秒	140度	59分	56.1694秒
	リ(H250212-5)	-195765.2690	14449.4090	設置済	○	38度	14分	10.8190秒	140度	59分	54.2108秒
	又(H250131-6)	-196406.1770	14068.5440	設置済	○	38度	13分	50.0527秒	140度	59分	38.5026秒
	ル(H250131-7)	-196481.2210	14027.8510	設置済	○	38度	13分	47.6209秒	140度	59分	36.8240秒
	ヲ(H250131-8)	-196626.7980	13967.1470	設置済	○	38度	13分	42.9024秒	140度	59分	34.3175秒
	AX5	-196711.7880	13924.3740	新規	—	38度	13分	40.1482秒	140度	59分	32.5527秒
	ワ(H250131-9)	-196732.5890	13913.9050	設置済	○	38度	13分	39.4741秒	140度	59分	32.1208秒
	カ(H241130-10)	-196854.1980	13841.6380	設置済	○	38度	13分	35.5336秒	140度	59分	29.1407秒
	ヨ(H241130-11)	-197153.5130	13665.3960	設置済	○	38度	13分	25.8350秒	140度	59分	21.8733秒
A47A	-197397.6280	13531.2800	設置済	—	38度	13分	17.9243秒	140度	59分	16.3422秒	
タ(H241130-12)	-197404.7910	13527.3440	設置済	○	38度	13分	17.6922秒	140度	59分	16.1799秒	

工区	記号	海岸保全区域		杭有・無	海岸保全区域	海岸保全区域					
		X座標	Y座標			緯度		経度			
深沼南	レ(BRO)	-198131.1620	13125.9460	新規	○	38度	12分	54.1534秒	140度	58分	59.6280秒
	BX1	-198133.2220	13124.6650	新規	—	38度	12分	54.0867秒	140度	58分	59.5752秒
	BX2	-198218.5380	13071.5820	新規	—	38度	12分	51.3222秒	140度	58分	57.3872秒
	ソ(BR1)	-198300.6320	13020.5040	新規	○	38度	12分	48.6621秒	140度	58分	55.2820秒
	BX3	-198984.1600	12658.0060	新規	—	38度	12分	26.5102秒	140度	58分	40.3356秒
	ツ(BR2)	-198990.8480	12654.4590	新規	○	38度	12分	26.2935秒	140度	58分	40.1894秒
	ネ(BR3)	-199338.6420	12476.3570	新規	○	38度	12分	15.0216秒	140度	58分	32.8461秒
	ナ(BR4)	-199829.1190	12237.0330	新規	○	38度	11分	59.1245秒	140度	58分	22.9782秒
	上流8	-199908.5100	12196.2270	新規	—	38度	11分	56.5514秒	140度	58分	21.2961秒
	ラ(BR5)	-199908.8960	12196.0280	新規	○	38度	11分	56.5389秒	140度	58分	21.2879秒
	BX4	-199918.9000	12191.2470	新規	—	38度	11分	56.2147秒	140度	58分	21.0908秒
	BX5	-199935.8290	12183.1570	新規	—	38度	11分	55.6659秒	140度	58分	20.7572秒
	上流4	-199946.4510	12178.0820	新規	—	38度	11分	55.3217秒	140度	58分	20.5480秒
	ム(BR6)	-200037.6790	12134.4860	新規	○	38度	11分	52.3648秒	140度	58分	18.7505秒

表 2.1.1-7 海岸保全区域座標値(閑上・北釜、二の倉、蒲崎)

工区	記号	海岸保全区域		杭有・無	海岸保全区域	海岸保全区域					
		X座標	Y座標			緯度			経度		
閑上北釜	基点A点	-203615.0554	10782.1731	新規	○	38度	9分	56.3923秒	140度	57分	22.9727秒
	CR1	-203614.9000	10781.8310	設置済	○	38度	9分	56.3973秒	140度	57分	22.9587秒
	CX1	-203959.3490	10625.6800	新規	—	38度	9分	45.2315秒	140度	57分	16.5249秒
	イ(CR2)	-204570.5775	10348.5880	設置済	○	38度	9分	25.4175秒	140度	57分	5.1095秒
	ロ(CR3)	-204709.7465	10291.1750	設置済	○	38度	9分	20.9058秒	140度	57分	2.7438秒
	ハ(CR4)	-206307.6535	9708.6110	設置済	○	38度	8分	29.0996秒	140度	56分	38.7347秒
	二(CR5)	-206671.8765	9596.1790	設置済	○	38度	8分	17.2900秒	140度	56分	34.0995秒
	ホ(CR6)	-207319.5915	9397.0720	設置済	○	38度	7分	56.2884秒	140度	56分	25.8917秒
	(DX1)	-207339.7430	9391.0440	新規	○	38度	7分	55.6350秒	140度	56分	25.6432秒
基点B	-207340.4808	9390823.383	新規	○	38度	7分	55.6110秒	140度	56分	25.6341秒	

工区	記号	海岸保全区域		杭有・無	海岸保全区域	海岸保全区域					
		X座標	Y座標			緯度			経度		
二の倉	1(DR1)	-207463.3970	9354.0520	設置済	○	38度	7分	51.6255秒	140度	56分	24.1183秒
	2(DR2)	-207504.8690	9341.6490	設置済	○	38度	7分	50.2808秒	140度	56分	23.6070秒
	3(DR3)	-207511.9180	9339.8160	設置済	○	38度	7分	50.0522秒	140度	56分	23.5314秒
	DX2	-207616.1430	9312.7280	設置済	—	38度	7分	46.6726秒	140度	56分	22.4142秒
	DX3	-207750.9410	9277.6960	設置済	—	38度	7分	42.3016秒	140度	56分	20.9694秒
	4(DR4)	-207899.0570	9239.2020	設置済	○	38度	7分	37.4987秒	140度	56分	19.3818秒
	5(DR5)	-208431.3740	9100.8580	設置済	○	38度	7分	20.2376秒	140度	56分	13.6766秒
	6(DR6)	-208471.6340	9090.3960	設置済	○	38度	7分	18.9321秒	140度	56分	13.2452秒
	7(DR7)	-208646.5500	9045.8860	設置済	○	38度	7分	13.2601秒	140度	56分	11.4097秒
	DX4	-208861.2940	8992.5080	設置済	—	38度	7分	6.2966秒	140度	56分	9.2083秒
	DX5	-209004.3780	8956.9420	新規	—	38度	7分	1.6568秒	140度	56分	7.7416秒
	DX6	-209062.9380	8942.3860	新規	—	38度	6分	59.7579秒	140度	56分	7.1414秒
	8(DR8)	-209707.3080	8782.2160	設置済	○	38度	6分	38.8627秒	140度	56分	0.5368秒
	D840	-209726.9410	8777.7020	設置済	—	38度	6分	38.2261秒	140度	56分	0.3507秒
	D839	-209733.2890	8776.2420	設置済	—	38度	6分	38.0202秒	140度	56分	0.2904秒
	9(D837)	-209845.4850	8750.4460	設置済	○	38度	6分	34.3819秒	140度	55分	59.2265秒
	10(DR12)	-209844.9780	8747.9962	設置済	○	38度	6分	34.3984秒	140度	55分	59.1259秒
	11(D710)	-210012.9930	8704.6272	設置済	○	38度	6分	28.9502秒	140度	55分	57.3382秒
	12(DR14)	-210061.4530	8692.3150	設置済	○	38度	6分	27.3788秒	140度	55分	56.8306秒
	13(D708)	-210100.4030	8682.5790	設置済	○	38度	6分	26.1157秒	140度	55分	56.4292秒
14(DR16)	-210857.3660	8496.3490	設置済	○	38度	6分	1.5692秒	140度	55分	48.7519秒	
15(DR17)	-210870.3040	8493.1430	設置済	○	38度	6分	1.1496秒	140度	55分	48.6197秒	
16(DR18)	-210907.6140	8486.7140	設置済	○	38度	5分	59.9397秒	140度	55分	48.3542秒	
17(DR19)	-210977.4420	8473.6850	設置済	○	38度	5分	57.6752秒	140度	55分	47.8165秒	
DX7	-211249.9000	8426.8080	設置済	—	38度	5分	48.8393秒	140度	55分	45.8807秒	
18(DR20)	-212323.7680	8242.0460	設置済	○	38度	5分	14.0132秒	140度	55分	38.2526秒	

工区	記号	新保全区域		杭有・無	海岸保全区域	備考	海岸保全区域					
		X座標	Y座標				緯度			経度		
蒲崎	18(DR20)	-212323.7680	8242.0460	二の倉にて	○		38度	5分	14.0132秒	140度	55分	38.2526秒
	1(DR21)	-212556.3000	8206.0080	新規	○		38度	5分	6.4720秒	140度	55分	36.7639秒
	2(DR22)	-212620.3090	8195.4210	新規	○		38度	5分	4.3961秒	140度	55分	36.3268秒
	EX1	-212734.7400	8177.3480	新規	—		38度	5分	0.6850秒	140度	55分	35.5804秒
	X1	-213603.9790	8040.0610	新規	○	緑の防潮堤 部追加保安 林解除範囲	38度	4分	32.4946秒	140度	55分	29.9113秒
	B	-213608.3730	8032.6850	新規	○		38度	4分	32.3523秒	140度	55分	29.6085秒
	C	-214035.2620	7965.2630	新規	○		38度	4分	18.5078秒	140度	55分	26.8248秒
	X2	-214041.7330	7970.9230	新規	○		38度	4分	18.2977秒	140度	55分	27.0568秒
	3(ER1)	-214235.7900	7940.2740	新規	○		38度	4分	12.0042秒	140度	55分	25.7914秒
	4(ER2)	-214499.8620	7912.8720	新規	○		38度	4分	3.4395秒	140度	55分	24.6566秒
	5(ER3)	-215494.8350	7810.0320	新規	○		38度	3分	31.1695秒	140度	55分	20.3981秒
	EX2	-215529.7700	7807.4740	新規	—		38度	3分	30.0364秒	140度	55分	20.2918秒
	EX3	-215750.2230	7791.3340	新規	—		38度	3分	22.8862秒	140度	55分	19.6210秒
	EX4	-215755.2690	7790.9650	新規	—		38度	3分	22.7225秒	140度	55分	19.6057秒
	6(ER6)	-216317.9040	7749.7720	新規	○		38度	3分	4.4740秒	140度	55分	17.8939秒
	基点B	-216317.9313	7750.1454	新規	○		38度	3分	4.4731秒	140度	55分	17.9093秒

表 2.1.1-8 海岸保全区域座標値(笠野、中浜)

工区	記号	新保全区域		杭有・無	海岸保全区域	備考	海岸保全区域					
		X座標	Y座標				緯度			経度		
							度	分	秒	度	分	秒
笠野	新基点A点	-224773.5142	7092.8662	新規	○	37度	58分	30.2221秒	140度	54分	50.6468秒	
	イ(FR0)	-224773.5000	7092.4780	新規	○	37度	58分	30.2226秒	140度	54分	50.6309秒	
	ロ(FR1)	-224823.3020	7093.3200	新規	○	37度	58分	28.6071秒	140度	54分	50.6637秒	
	ハ(FR2)	-225403.4020	7115.8930	新規	○	37度	58分	9.7899秒	140度	54分	51.5680秒	
	FX2	-22535.4590	7122.9580	新規	—	37度	58分	5.5062秒	140度	54分	51.8527秒	
	FX3	-225697.9740	7131.6540	新規	—	37度	58分	0.2345秒	140度	54分	52.2032秒	
	FX4	-225724.2500	7133.0590	新規	—	37度	57分	59.3821秒	140度	54分	52.2599秒	
	ニ	-225735.6528	7132.8342	新規	○	37度	57分	59.0123秒	140度	54分	52.2503秒	
	ホ	-225777.5581	7135.1387	新規	○	37度	57分	57.6529秒	140度	54分	52.3432秒	
	ヘ	-225883.9434	7140.9789	新規	○	要追買箇所 (所)山元町 高瀬字浜砂1-8? (所)宮城県 高瀬字浜砂1-9	37度	57分	54.2019秒	140度	54分	52.5787秒
	ト	-225934.4669	7145.7427	新規	○		37度	57分	52.5630秒	140度	54分	52.7720秒
	チ	-226860.3759	7271.0546	新規	○		37度	57分	22.5258秒	140度	54分	57.8726秒
	FX6	-226890.3820	7274.7760	新規	—	37度	57分	21.5524秒	140度	54分	58.0239秒	
	X1	-227202.0250	7312.9750	新規	○	37度	57分	11.4425秒	140度	54分	59.5774秒	
	FX7	-227573.6350	7358.5230		線の防潮堤により削除	37度	56分	59.3873秒	140度	55分	1.4299秒	
	X2	-227658.8180	7368.9640	新規	○	緑の防潮堤部追加保 安林解除範囲	37度	56分	56.6239秒	140度	55分	1.8542秒
	B	-227655.7110	7362.3370	新規	○		37度	56分	56.7249秒	140度	55分	1.5822秒
	C	-227574.7410	7352.4120	新規	—		37度	56分	59.3516秒	140度	55分	1.1792秒
A	-227209.0540	7307.5900	新規	○	37度		57分	11.2147秒	140度	54分	59.3565秒	
FX8	-227751.5720	7380.3460	新規	—	37度	56分	53.6150秒	140度	55分	2.3170秒		

工区	記号	新保全区域		杭有・無	海岸保全区域	備考	海岸保全区域					
		X座標	Y座標				緯度			経度		
							度	分	秒	度	分	秒
中浜	新基点B点	-232695.6955	8158.8942	新規	○	37度	54分	13.2181秒	140度	55分	34.0066秒	
	GX1	-227978.8090	7408.1860	新規	—	37度	56分	46.2433秒	140度	55分	3.4489秒	
	GX2	-228250.4620	7441.4830	新規	—	37度	56分	37.4307秒	140度	55分	4.8027秒	
	リ(GR1)	-228527.6170	7475.4540	新規	○	37度	56分	28.4396秒	140度	55分	6.1838秒	
	又(GR2)	-228814.7260	7510.6450	新規	○	37度	56分	19.1256秒	140度	55分	7.6144秒	
	GX3	-228859.6430	7516.1510	新規	—	37度	56分	17.6685秒	140度	55分	7.8382秒	
	GX4	-229295.8120	7569.6120	新規	—	37度	56分	3.5188秒	140度	55分	10.0113秒	
	GX5	-229509.8300	7595.8440	新規	—	37度	55分	56.5759秒	140度	55分	11.0775秒	
	ル(GR3)	-229548.7750	7600.6180	新規	○	37度	55分	55.3125秒	140度	55分	11.2715秒	
	レ(GR10)	-229765.1700	7627.0290	新規	○	37度	55分	48.2925秒	140度	55分	12.3449秒	
	GX8	-231296.3980	7830.4950	新規	—	37度	54分	58.6177秒	140度	55分	20.6174秒	
	ソ(GR11)	-231307.4740	7831.9670	新規	○	37度	54分	58.2584秒	140度	55分	20.6772秒	
	GX9	-231310.1980	7832.3290	新規	—	37度	54分	58.1700秒	140度	55分	20.6920秒	
	ツ(GR12)	-231337.1020	7835.9030	新規	○	37度	54分	57.2972秒	140度	55分	20.8372秒	
	ネ(GR13)	-231372.4960	7840.4220	新規	○	37度	54分	56.1490秒	140度	55分	21.0209秒	
	ナ(GR14)	-231372.4960	7840.6060	新規	○	37度	54分	56.1490秒	140度	55分	21.0284秒	
	ラ(GR15)	-231844.4820	7903.3230	新規	○	37度	54分	40.8372秒	140度	55分	23.5777秒	
	ム(GR16)	-231894.5500	7912.2130	新規	○	37度	54分	39.2128秒	140度	55分	23.9397秒	
	ウ(GR17)	-231907.5860	7915.1200	新規	○	37度	54分	38.7899秒	140度	55分	24.0582秒	
	エ(GR18)	-231943.5720	7923.1430	新規	○	37度	54分	37.6224秒	140度	55分	24.3852秒	
ノ(GR19)	-231992.6800	7936.3230	新規	○	37度	54分	36.0290秒	140度	55分	24.9229秒		
オ(GR20)	-232695.8240	8158.5420	新規	○	37度	54分	13.2139秒	140度	55分	33.9922秒		

## 1.2 山元海岸における海岸保全区域の対応と現状

○山元地区海岸における海岸保全区域の現状について

平成 26 年 1 月現在、山元地区海岸における海岸保全区域の変更が必要な状況が考えられ、その主な理由を下記に示す。

- ・S1号ヘッドランドの整備箇所における計画施設範囲の区域不足
- ・坂元川河口部災害復旧設計及び工事に伴う区域設定・変更に伴う整合・調整
- ・一の沢川河口部の横断工作物(樋門を想定)の構造決定に伴う整合・調整

これまで山元地区海岸の海岸保全区域変更履歴を示したものは下図であり、外の地区海岸に比べて変更回数が多い傾向となっている。

### 【山元海岸 海岸保全区域の変更の主な経緯】

- ①平成12年 6月 9日宮城県公報 海岸保全区域変更告示  
(水際線より50mの幅員を有する土地等の表現を、直轄化に伴い座標等の情報で具体化)
- ②平成16年 1月 6日宮城県公報 海岸保全区域変更告示  
(漁業共同組合よりヘッドランド施工の同意書(H15.3)を得て、海域海岸保全区域の拡大)
- ③平成23年 9月27日宮城県公報 海岸保全区域変更告示  
(災害復旧事業により予想される陸域海岸保全区域の拡大)
- ④平成25年 2月 5日宮城県公報 海岸保全区域変更告示  
(災害復旧堤防の調査設計に伴い、不足する箇所の陸域海岸保全区域の部分拡大)
- ⑤平成27年1月13日に宮城県公報 海岸保全区域変更告示 (不足箇所の解消のため)

### 【海岸保全区域の変遷イメージ】

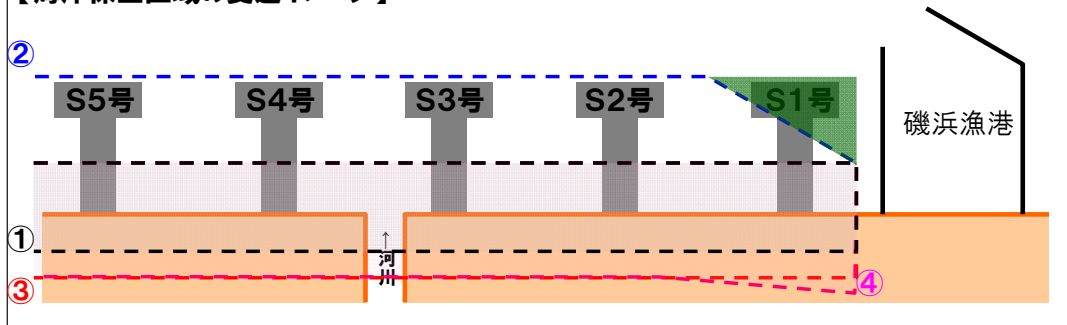


図 2.1.1-14

## 第2節 直轄工事区域

仙台湾南部海岸における直轄工事区域は、平成12年8月31日直轄編入と共に設定されていたが、災害復旧事業の海岸堤防本復旧の堤防設計を考慮したところ直轄工事区域の外になる箇所が存在することが判明したため、平成25年7月4日付けで2海岸2地区海岸の区域変更が行われている。

### 2.1 直轄工事区域設定資料(当初:平成12年)

#### ① 当初直轄工事区域

平成12年8月31日に海岸法の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事区域として、山元海岸(笠野工区・中浜工区)及び岩沼海岸(蒲崎工区)が設定された。

② 直轄工事区域告示分本文

1 平成12年8月31日 木曜日 官報 第2945号

明治二十七年三月二十二日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



大蔵省印刷局発行

目次

一	〔省令〕 ○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三三二) ○厚生省組織規程の一部を改正する省令(厚生一六六) ○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令(農林水産八) ○航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部を改正する省令(運輸一九) 〔規則〕 ○警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則(国家公安委一四) 〔告示〕 ○日本国に帰化を許可する件(法務三三〇) ○国債の発行等に関する省令第五條第一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(大蔵二四) ○国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した利用国債の発行条件等を告示(同二四二二四四)		
二	○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十二年度の初日から平成十二年七月三十一日までの輸入数量を告示(同二四五) ○平成十二年の初日から平成十二年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同二四六) ○平成十二年の初日から平成十二年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同二四七) ○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件(農林水産一六六) ○特殊肥料等の指定の一部を改正する件の一部を改正する件(同二六六) ○特殊肥料の品質表示基準を定める件(同二六三) ○土壌改良資材品質表示基準の一部を改正する件(同二六四) ○品種登録出願が拒絶された件(同二六五) ○種苗法第十三條第二項の規定に基づき品種登録出願が取り下げられた件(同二六六) ○ふるさと八十四郵便切手(東海二種)を発行する件(郵政五四七) ○郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び委託に関する法律第四條第一項の規定に基づく金融機関預金受払事務の受託の終了に関する件(同五四八) ○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画を認可した件(建設一八一)		
三	○海岸法の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件(同二八一) ○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	地方公共団体 公債抽せん(東京都、行旅死亡人旅行業者営業保証金の権利実行のため)の配当表関係 会社その他 会社決算公告	三
四	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一) ○道路に関する件(同二八一四一八九) ○高速自動車国道に関する件(同二八二〇、二八二二) ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(自治二二四) ○町の境界変更の件(同二二五)	〔皇室事項〕 〔官庁報告〕 〔人事異動〕 国土庁 労働 最低賃金の改正決定に関する公示(秋田労働局最低賃金公示一、埼玉同一、千葉同一、静岡同一、鳥取同一、愛媛同一) 公聴会 第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示(大規模小売店舗審議会)	三
五	〔告示〕 ○官庁再開発法の規定により施行規程及び事業計画を認可した件(建設一八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三
六	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三
七	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三
八	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三
九	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三
一〇	○建築基準法に基づき指定性能評価機関を指定した件(同二八一)	〔公 告〕 諸事項 官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、財団、有権者申出方関係 裁判所 相續、公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生、再生債	三

図 2.1.2-1 変更前:平成12年8月31日建設省告示第1811号



注意  
 印刷色 「アキユラシー・ランディング」  
 黄色、紫味赤、青、青味紫及び黒  
 印刷寸法 横三三・〇ミリメートル  
 縦二四・〇ミリメートル



意匠 「フリーフォール・スタイル」  
 印刷色 黄色、紫味赤、青、青味紫及び黒  
 印刷寸法 横三三・〇ミリメートル  
 縦二四・〇ミリメートル

○建設省告示第千八百四十八号  
 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託  
 に関する法律（平成十年法律第七十八号）第四  
 条第一項の規定に基づき金融機関預金受払事務を  
 委託した次の金融機関について、平成十二年八月  
 三十一日をもって金融機関預金受払事務の委託を  
 終了する。  
 平成十二年八月三十一日

○建設省告示第千八百一十一号  
 海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第六  
 条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する  
 直轄工事の種別、工事開始の日  
 平成十二年八月三十一日

○建設省告示第千八百一十二号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第  
 七十七條の三十九第一項の規定に基づき、同法第  
 七十七條の三十九第一項の認定等の業務を行う  
 指定認定機関の名称等を次のように告示する。  
 平成十二年八月三十一日

○建設省告示第千八百十号  
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）  
 第五十八條第一項の規定により川崎都市計画川崎  
 駅西口地区第一種市街地再開発事業の施行規則  
 及び事業計画を認可したため、同法施行規則（昭和  
 四十四年建設省令第五十四号）第二十九條第二  
 項の規定に定めるところにより、次のとおり告示す  
 る。  
 平成十二年八月三十一日

建設大臣 林 寛子  
 一 市街地再開発事業の種類及び名称 川崎都市  
 計画川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業  
 二 事業施行期間 事業計画の認可の公告の日か  
 ら平成十五年まで  
 三 施行地区 神奈川県川崎市幸区大宮町の一部  
 （施行地区区域図の通り）  
 四 施行者の名称 都市基盤整備公団  
 五 事務所の所在地 神奈川県川崎市川崎区駅前  
 本町十二番一號  
 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成  
 十二年八月三十一日  
 七 権利変換を希望しない旨の申出をすることが  
 できる期限 平成十二年九月二十九日

建設大臣 林 寛子  
 工事の種類 工事開始の日  
 海岸保全施設 平成十二年八月  
 三十一日  
 改修及び災  
 害復旧

建設大臣 林 寛子  
 指定認定機関の名称等は、別表のとおりとする。  
 別表

指定番号	指定認定機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	指定の日	指定の有効期間
一	財団法人 センバ建築	東京都港区三丁目二番三十一番	建築基準法に基づき、指定する業務の区分	日本全域及び外国に製造に係るもの	東京都港区三丁目二番三十一番ビル	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間
二	財団法人 センバ建築	東京都中央区日本橋茅場町九番八号	省令第三十條第一項に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋茅場町九番八号	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間
三	財団法人 ベンタリ	東京都千代田区千代田二丁目五番五号	省令第三十條第一項に掲げる区分	日本全域及び外国に製造に係るもの	東京都千代田区千代田二丁目五番五号	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間
四	財団法人 総合試験	大阪府吹上区白旗一丁目三番八号	省令第三十條第一項に掲げる区分	日本全域	大阪府吹上区白旗一丁目三番八号	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間
五	財団法人 日本建築設備セン	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	省令第三十條第一項に掲げる区分	日本全域及び外国に製造に係るもの	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間
六	財団法人 日本住宅技術セン	東京都港区赤坂二丁目十九番	省令第三十條第一項に掲げる区分	日本全域及び外国に製造に係るもの	東京都港区赤坂二丁目十九番	平成十二年六月十六日	指定をされた日から五年間

○建設省告示第千八百一十三号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第  
 七十七條の三十九第一項の規定に基づき、同法第  
 七十七條の三十九第一項の性能評価の業務を行う  
 指定認定機関の名称等を次のように告示する。  
 平成十二年八月三十一日

建設大臣 林 寛子

図 2.1.2-2 変更前:平成 12 年 8 月 31 日建設省告示第 1811 号

③ 標柱位置と座標、位置図、平面図、航空写真

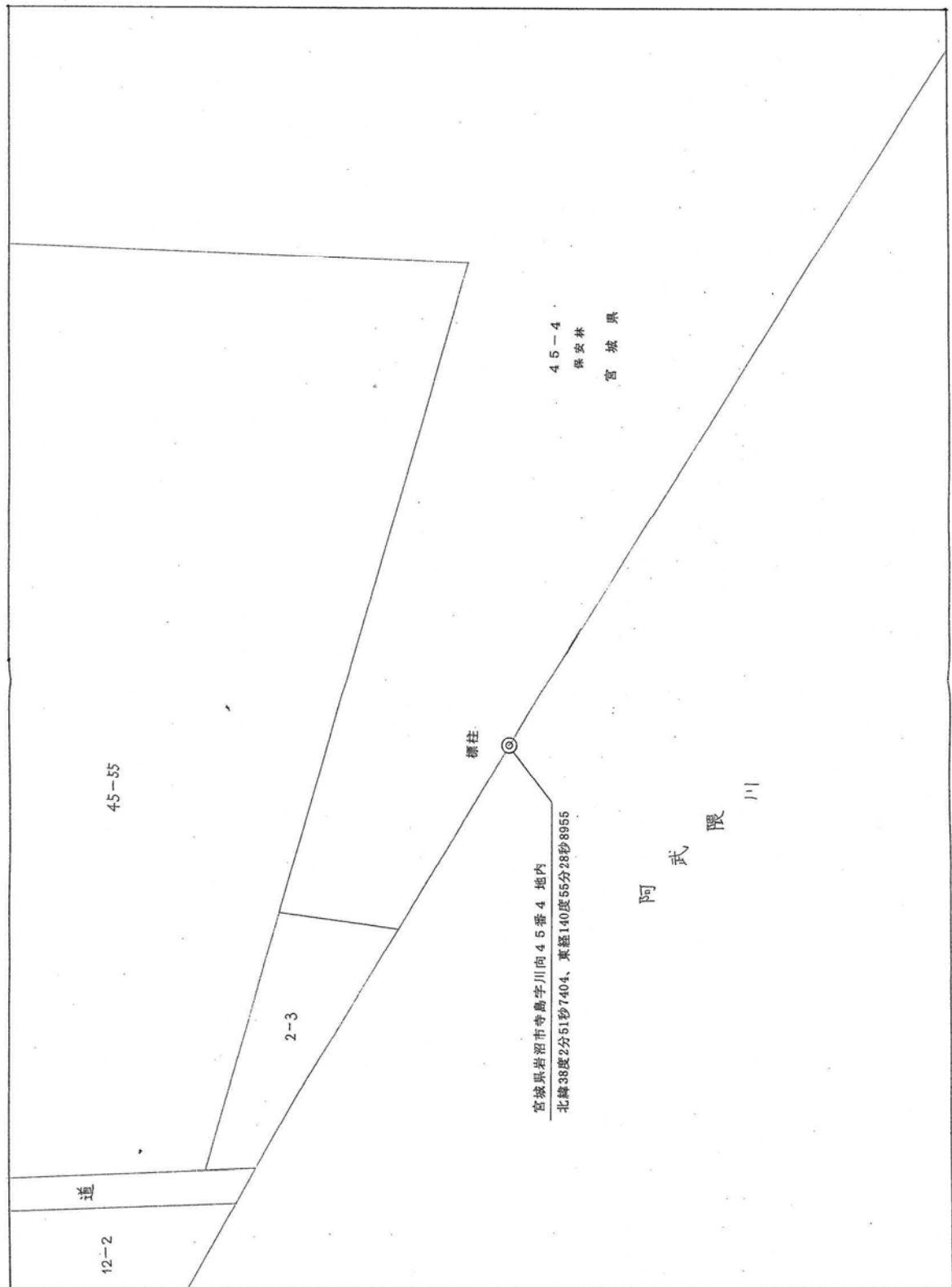


図 2.1.2-3 変更前:官報告示されている岩沼海岸の標柱位置と座標

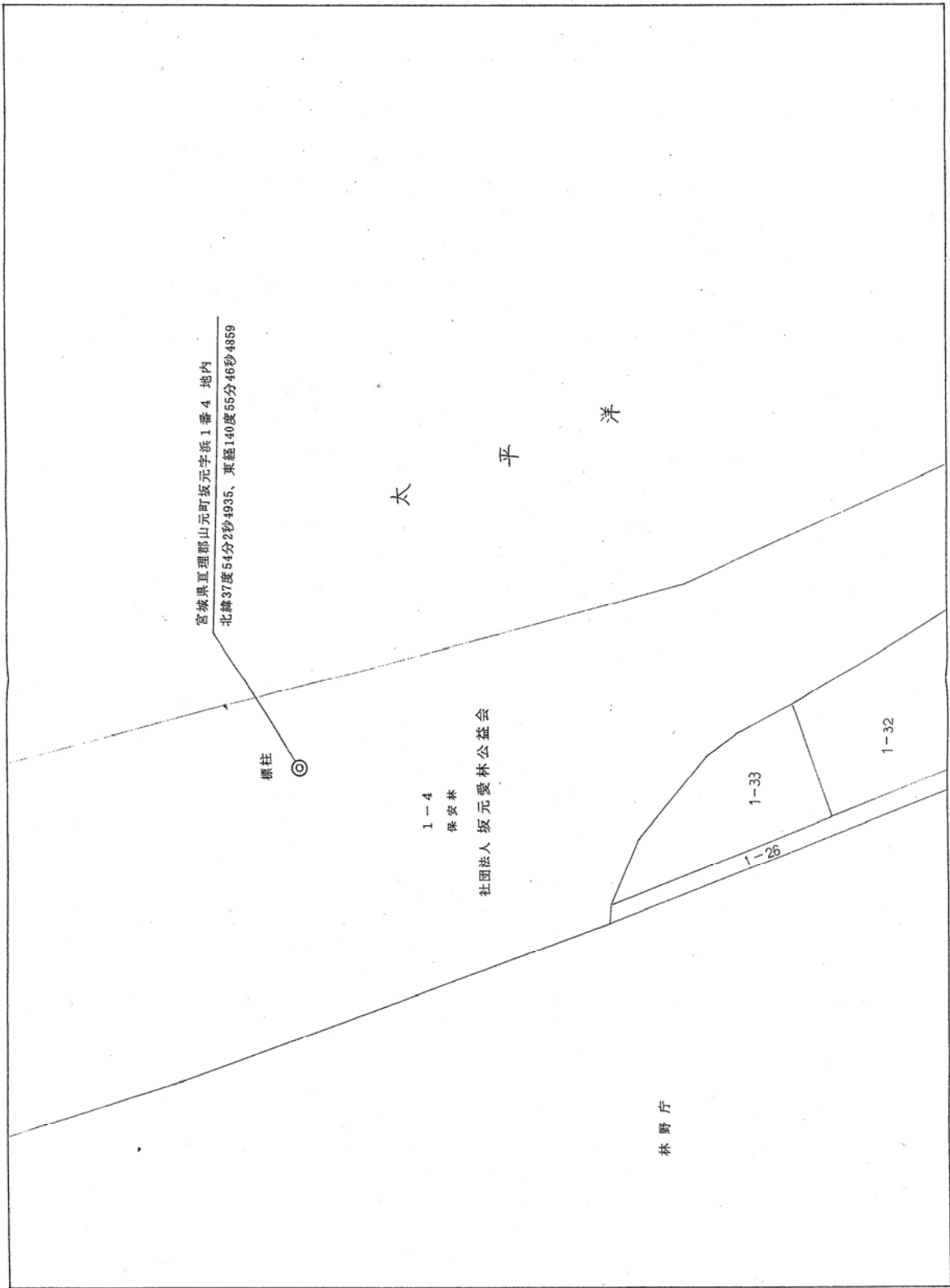


図 2.1.2-4 変更前:官報告示されている山元海岸の標柱位置と座標

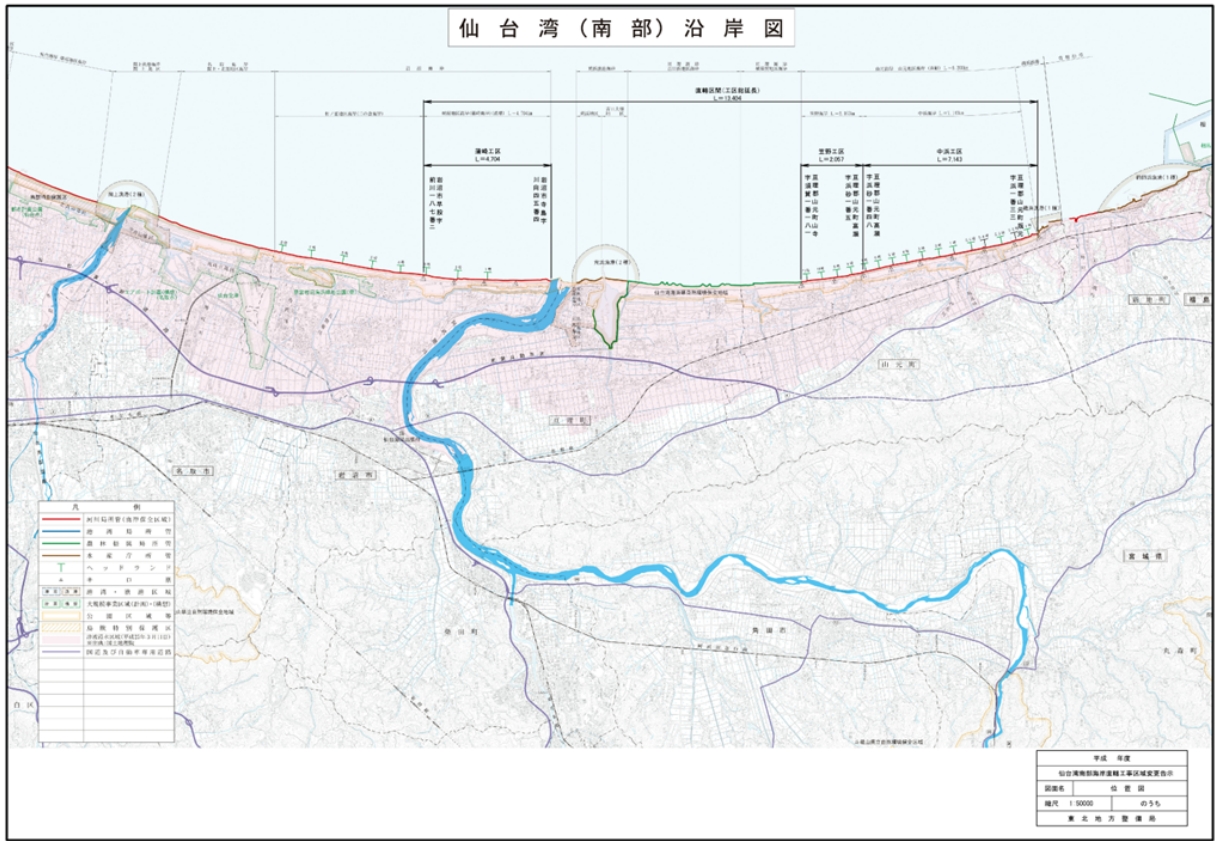


图 2.1.2-5 位置图

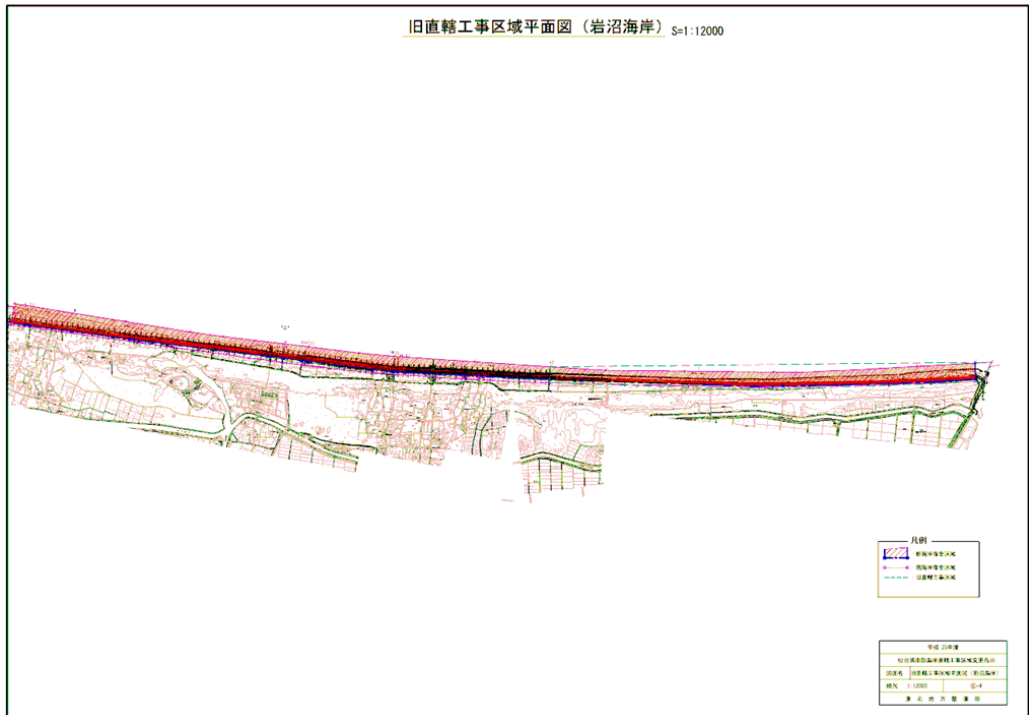


图 2.1.2-6 变更前:直轄工事区域平面図(岩沼海岸)

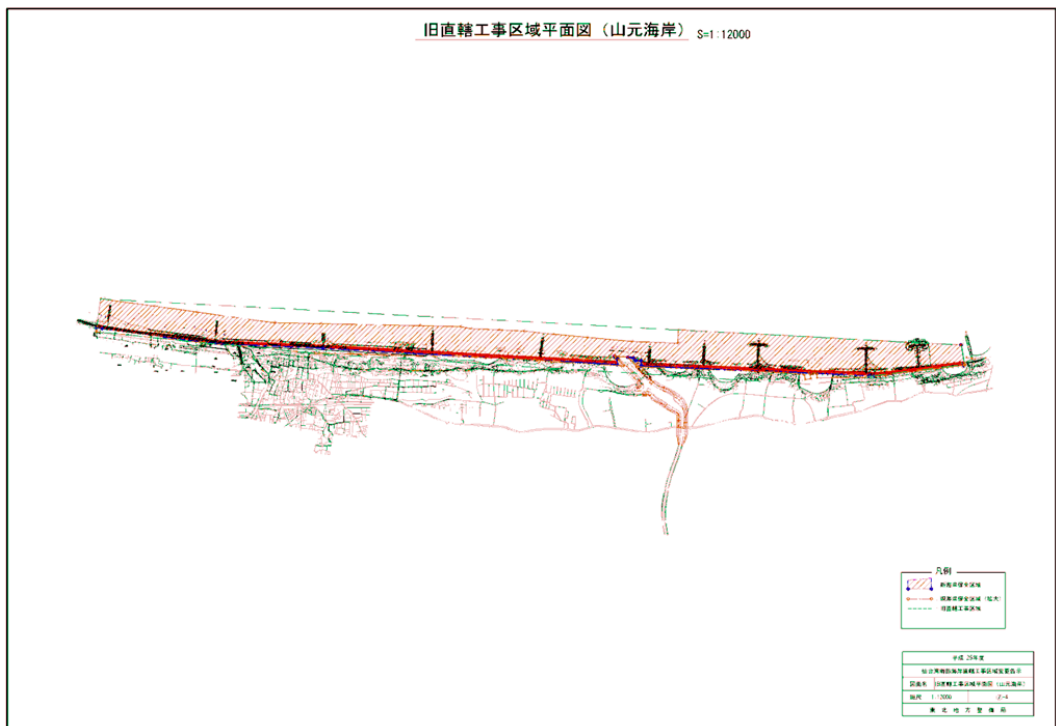


图 2.1.2-7 变更前:直轄工事区域平面図(山元海岸)



写真 2.1.2-1 東北地方太平洋沖地震前:山元海岸空中写真



写真 2.1.2-2 東北地方太平洋沖地震前:山元海岸空中写真

## 2.2 直轄工事区域設定資料(変更:平成25年)

### ① 変更直轄工事区域の設定理由

仙台湾南部海岸の直轄工事区域について、平成12年8月31日建設省告示第1811号による公示がなされているが、東日本太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧及びヘッドランドの延長に関し、公示されている直轄公示区域を越えた範囲での施工が計画されていることから、岩沼海岸(蒲崎工区)及び山元海岸(笠野工区・中浜工区)について、以下の理由により、現直轄工事区域の変更が必要になった。

- ・ 災害復旧での堤防の嵩上げ拡幅等により現在の直轄工事区域内に収まらない場所が発生
- ・ 地震時に平成12年告示時の標柱が流出し、緯度経度のズレと併せ、地震前の状況との整合がとれなくなった
- ・ 現直轄工事区域を越えるヘッドランドの設置が計画されている
- ・ 東北地方太平洋沖地震発生により、災害復旧実施のため必要な距離として海岸保全区域を50m程度拡充。

② 変更直轄工事区域告示分本文

1 平成25年7月4日 木曜日		官 報		第 6081 号		
<p>○ 農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令 (農林水産五四)</p> <p>(告 示)</p> <p>○ 地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件 (総務二八八)</p> <p>○ 平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件 (中央選挙管理会二一)</p> <p>○ 平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額に関する件 (同二一)</p> <p>○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務二四二)</p> <p>○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務二四二)</p> <p>○ 円借金の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (外務三三三、三三四)</p> <p>○ 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三三五)</p> <p>○ 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (厚生労働三三四)</p> <p>○ 保安林の指定を解除する件 (農林水産二一六、二一七)</p> <p>○ 保安林の指定施設要件を変更する件 (同二一八、二二五)</p> <p>○ 高速自動車国道に関する件 (国土交通六八二、六八四)</p> <p>○ 信号符子を点附した件 (同六八五)</p> <p>○ 信号符子を取り消した件 (同六八六)</p> <p>○ 船舶国籍証書は無効となった件 (同六八七)</p> <p>○ 船舶国籍証書を無効とした件 (同六八八)</p> <p>○ 平成十二年建設省告示第八百一十一号の一部を改正する件 (同六八九)</p> <p>○ 平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件 (同六九〇)</p> <p>○ 砂防法第二条の土地を指定する件 (同六九一)</p> <p>○ 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件 (防衛二二六)</p> <p>○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件 (関東地方整備局三一九)</p> <p>○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件 (中部地方整備局一四一)</p> <p>○ 都市計画に関する件 (近畿地方整備局一六〇)</p> <p>○ 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称等を変更した件 (中国地方整備局一〇八)</p> <p>○ 登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件 (同〇九)</p>	<p>○ 平成二十五年七月二十一日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書</p>	<p>〔国会事項〕</p> <p>〔人事異動〕</p> <p>内閣 人事院 国家公安委員会 警察 庁 金融庁 消費者庁</p> <p>〔皇室事項〕</p> <p>〔官庁報告〕</p> <p>財 政</p> <p>〔公 告〕</p> <p>官 庁 諸事項</p> <p>財団、公証人法第十三条に規定する公証人の採用、国営射水平野土地改良事業計画関係</p> <p>裁判所 相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係</p> <p>会社その他</p>	<p>○ 平成二十五年七月二十一日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書</p>	<p>○ 平成二十五年七月二十一日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書</p>	<p>○ 平成二十五年七月二十一日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書</p>	
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二
	三		二	二	二	二



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

昭和二十五年三月十七日 日刊 (行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可

図 2.1.2-8 変更:平成 25 年 7 月 4 日建設省告示第 689 号



○国土交通省告示第六百八十四号  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、前  
 述自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七條第一項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、平成二十五年七月四日から二十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の観  
 覧に供する。  
 平成二十五年七月四日  
 路線名 山陽自動車道吹田山口線  
 道路の区域 区

三木市赤松町吉田字中山一八七九番七  
 国土交通大臣 太田 昭宏

○国土交通省告示第六百八十五号  
 次の信号符号を添付したのて、船舶法施行規則  
 (昭和三十二年運輸省令第十四号)第十九条の  
 規定により告示する。  
 平成二十五年七月四日  
 国土交通大臣 太田 昭宏

信号符号	船名	船種	船名	船種	船名	船種	船名	船種
J J P D	141919	第八十八番丸	J L P S	116778	第一漁運丸	J J 3584	130799	第七七丸
J D 3480	141865	第三幸成丸	J D 2695	127173	さんらいんあ	J J 3630	131837	第三田丸
J D 3496	141888	第十七番丸	J F 2094	120036	弥彦丸	J K 4685	127999	たちばな2
J D 3497	141889	第六十一波一丸	J G 4021	121806	あおば	J K 5016	131750	第一大丸丸
J D 3505	141906	春幸	J G 4455	126780	第十七海幸丸	J K 5034	131827	松丸丸
J D 3507	141908	わゆうおち II	J G 4652	129822	第三昭安丸	J K 5113	132517	第一新丸丸
J D 3509	141911	ほくと	J G 4700	130298	北洋丸	J K 5123	132528	第一八日丸丸
J D 3510	141913	第二十一日興丸	J G 4758	130244	第三十八明和丸	J K 5138	132544	太丸丸
J D 3512	141918	第二十七徳丸	J G 5047	132832	金剛丸	J K 5241	133704	瑞穂丸
J D 3513	141920	第99芳徳丸	J G 5406	135181	第二にちあす丸	J K 5336	134693	あびや丸
J D 3516	141923	有徳丸	J H 3059	128423	大広丸	J K 5366	134674	田丸丸
J D 3521	141929	南新丸	J I 2536	111741	フエウーシキウ	J K 5387	134741	俊勢丸
J D 3523	141931	きぼう	J I 3292	128689	扇巻丸	J M 6119	133469	大栄丸
J D 3524	141932	鉄砲丸	J I 3353	128747	第七あや丸	J M 6189	133464	第二十三海幸丸
J D 3526	141934	きよくおち	J I 3671	136798	健和丸			

○国土交通省告示第六百八十九号  
 平成二十五年八月三十一日建設省告示第千八百十  
 一号(海岸法の規定に基づき、海岸保全施設に関  
 する直轄工事を施行する件)の一部を次のように  
 改正する。  
 平成二十五年七月四日  
 国土交通大臣 太田 昭宏

「工事の区域」の全部を「宮城県岩沼市寺島字  
 川向四五番五五五号に設けた標柱から方向角一三  
 八度二〇分五七秒一〇六・八四メートルの点を二  
 とし、この地点において八八度二分三三秒三〇  
 三・二四メートルの点をロとし、この地点におい  
 て五六度四分〇〇秒四三〇六・二二メートルの  
 点をハとし、ハの地点において九二度一分四七  
 秒二一八・九三メートルの点をニとし、この地点  
 に於いて八九度四分三三秒二四六・七七七一  
 トルの点をホとし、以上イからホまでを順次結ん  
 だ線及びホとイを結んだ線で囲まれた区域内の海  
 岸保全区域の区域並びに宮城県亘理郡山元町坂元  
 字浜一番四号地に設けた標柱から方向角一九度  
 五四分二八秒一六四・九一メートルの点をイと  
 し、イの地点において一九度五四分三二秒四七  
 〇・四四メートルの点をロとし、ロの地点におい  
 て二〇度二分二七秒七九〇九・六九二メートル  
 の点をハとし、ハの地点において九五度二分〇  
 九秒四九八・九〇メートルの点をニとし、この地  
 点において八五度二〇分四八秒六五二・七二五  
 メートルの点をホとし、以上イからホまでを順次  
 結んだ線及びホとイを結んだ線で囲まれた区域内  
 の海岸保全区域の区域」に改める。  
 ○国土交通省告示第六百八十九号  
 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六  
 年政令第六十号)第十三条第三項及び第四項(規  
 定)を基に、平成十六年国土交通省告示第七百七  
 十二号(独立行政法人都市再生機構法施行令の規  
 定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定  
 による支払金の支払期間、振替期間及び利率を定  
 める件)の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年七月四日  
 国土交通大臣 太田 昭宏

信号符号	船名	船種	船名	船種	船名	船種	船名	船種
J J 3584	130799	第七七丸	A05171018	17. 8. 22	105813	第二新栄丸	J J 3584	130799
J J 3630	131837	第三田丸	A09131055	21. 5. 19	116248	BOB	J J 3630	131837
J K 4685	127999	たちばな2					J K 4685	127999
J K 5016	131750	第一大丸丸					J K 5016	131750
J K 5034	131827	松丸丸					J K 5034	131827
J K 5113	132517	第一新丸丸					J K 5113	132517
J K 5123	132528	第一八日丸丸					J K 5123	132528
J K 5138	132544	太丸丸					J K 5138	132544
J K 5241	133704	瑞穂丸					J K 5241	133704
J K 5336	134693	あびや丸					J K 5336	134693
J K 5366	134674	田丸丸					J K 5366	134674
J K 5387	134741	俊勢丸					J K 5387	134741
J L 5700	132916	友幸丸					J L 5700	132916
J L 5705	132902	第二幸丸					J L 5705	132902
J L 5995	132130	第二十八丸丸					J L 5995	132130
J L 6143	133898	海成丸					J L 6143	133898
J M 3622	116901	第八和丸					J M 3622	116901
J M 4133	120845	ちゆうおち					J M 4133	120845
J M 6119	133469	大栄丸					J M 6119	133469
J M 6189	133464	第二十三海幸丸					J M 6189	133464

図 2.1.2-9 変更:平成 25 年 7 月 4 日国土交通省告示第 689 号

標柱位置と座標、位置図、航空写真

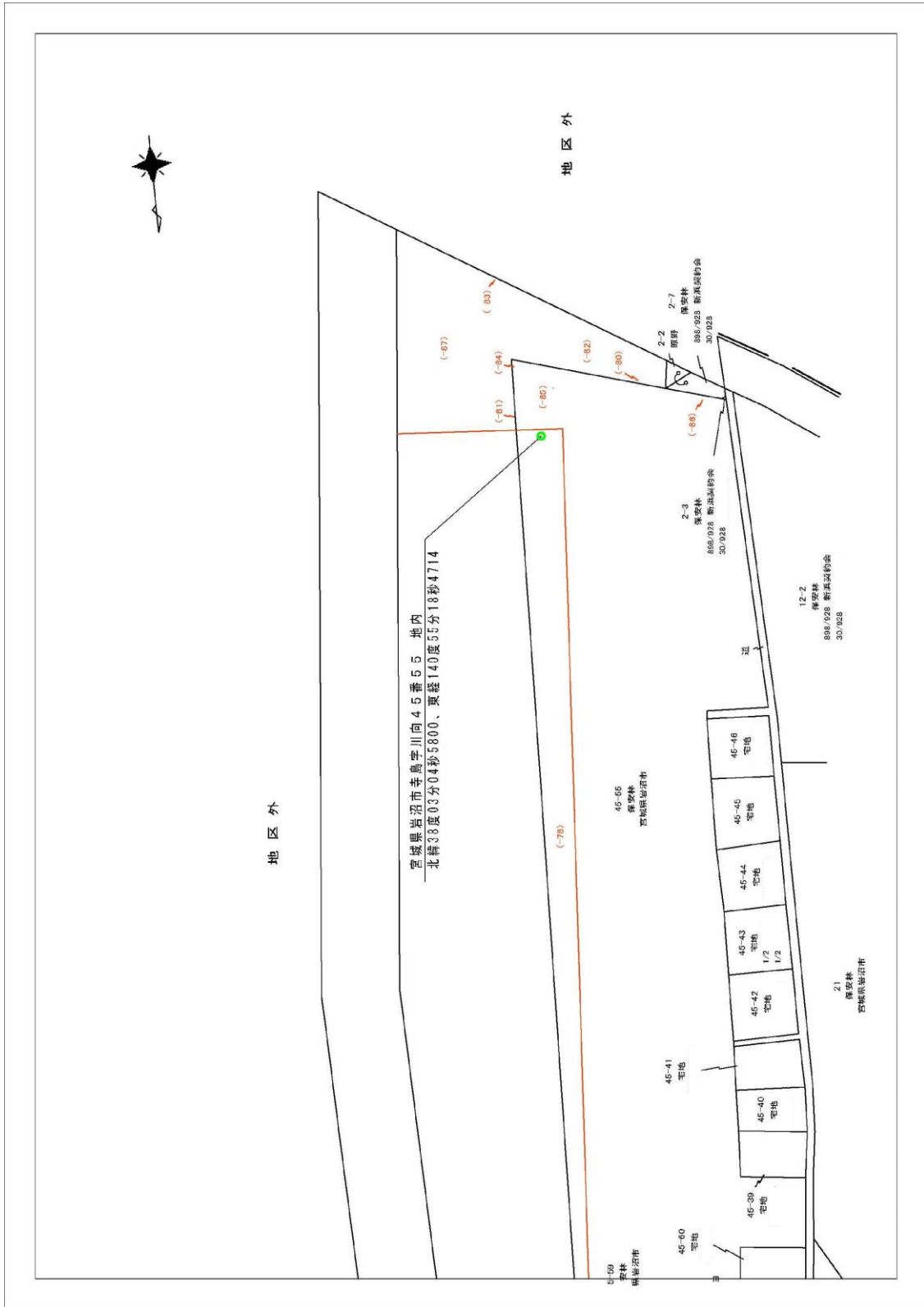


図 2.1.2-10 変更:官報告示されている岩沼海岸の標柱位置と座標

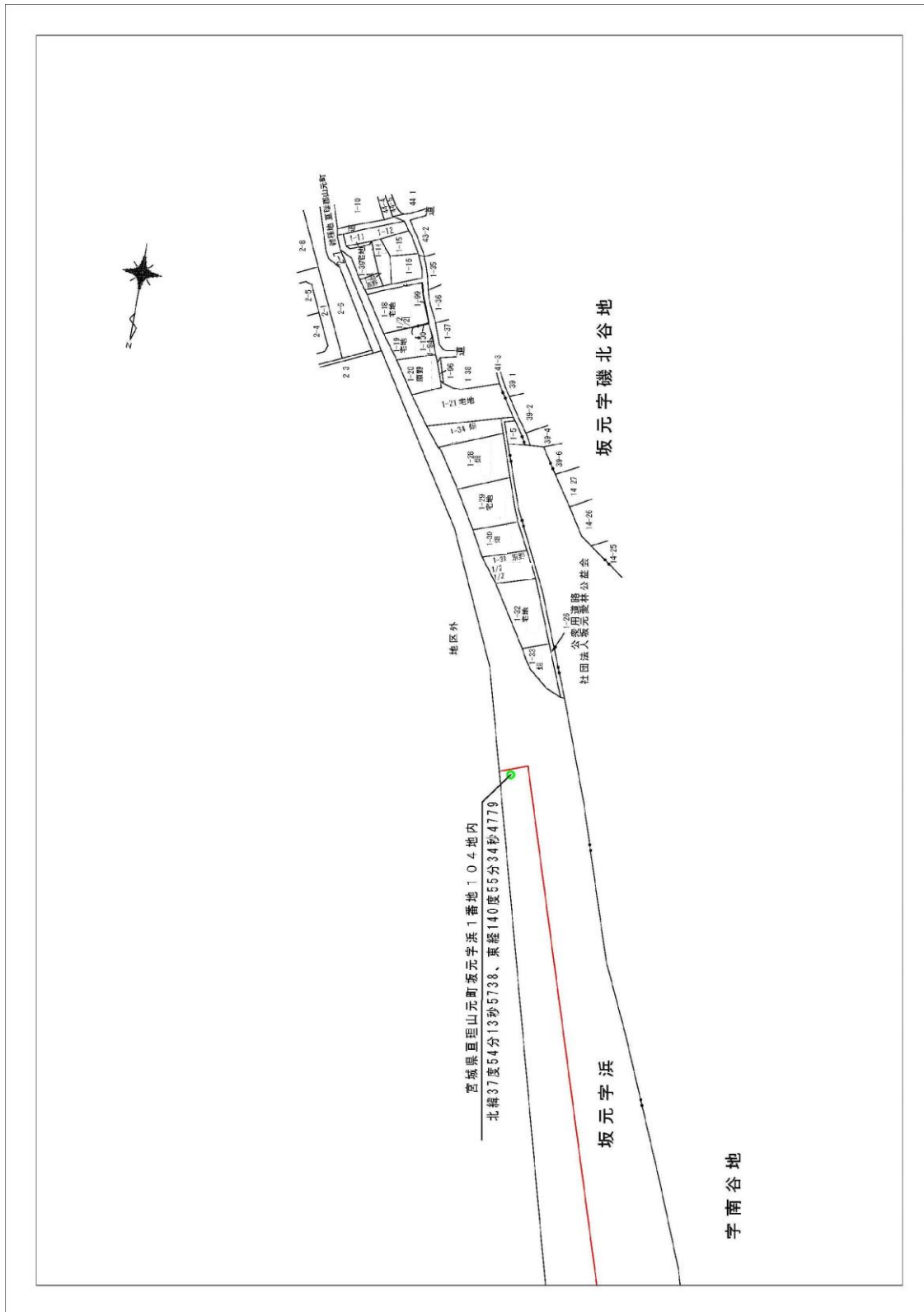


図 2.1.2-11 変更：官報告示されている山元海岸の標柱位置と座標

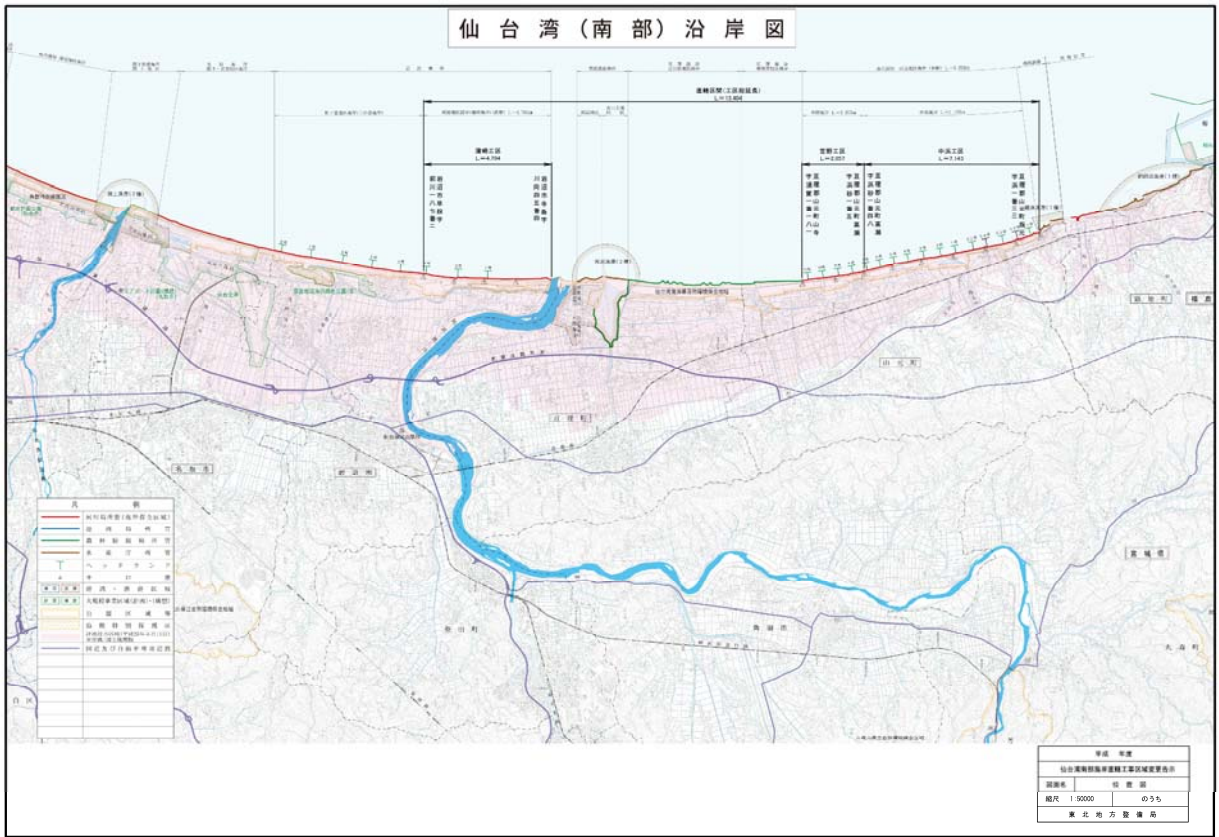
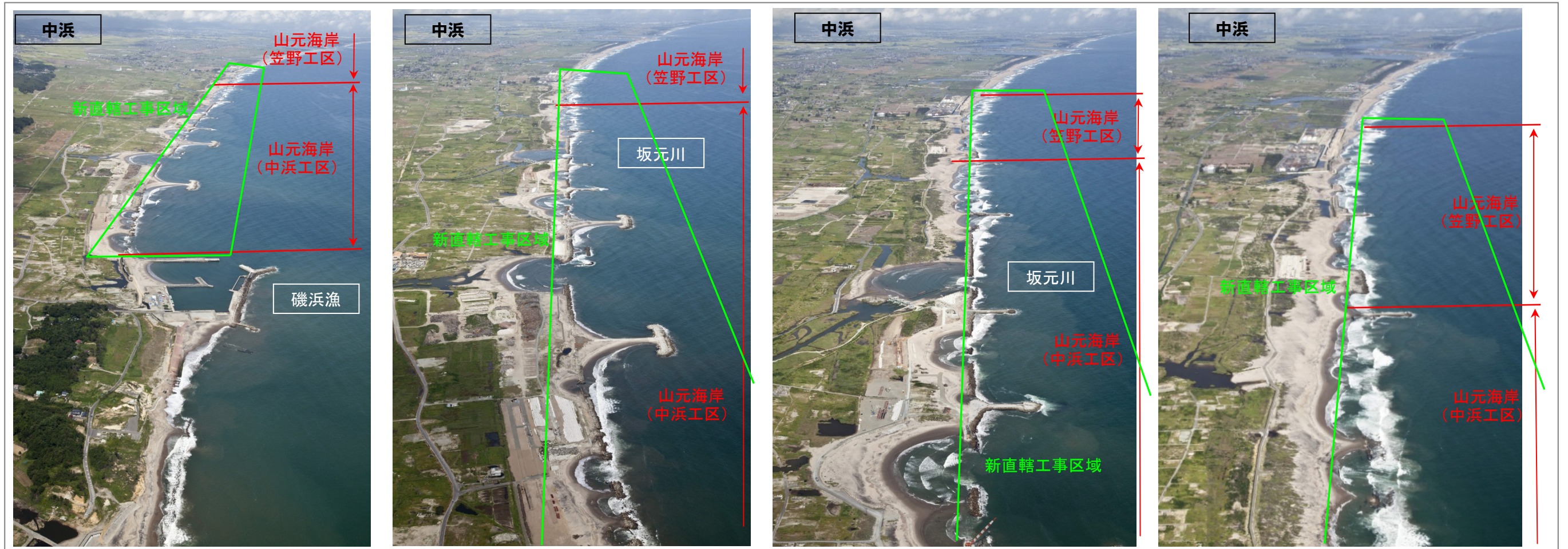
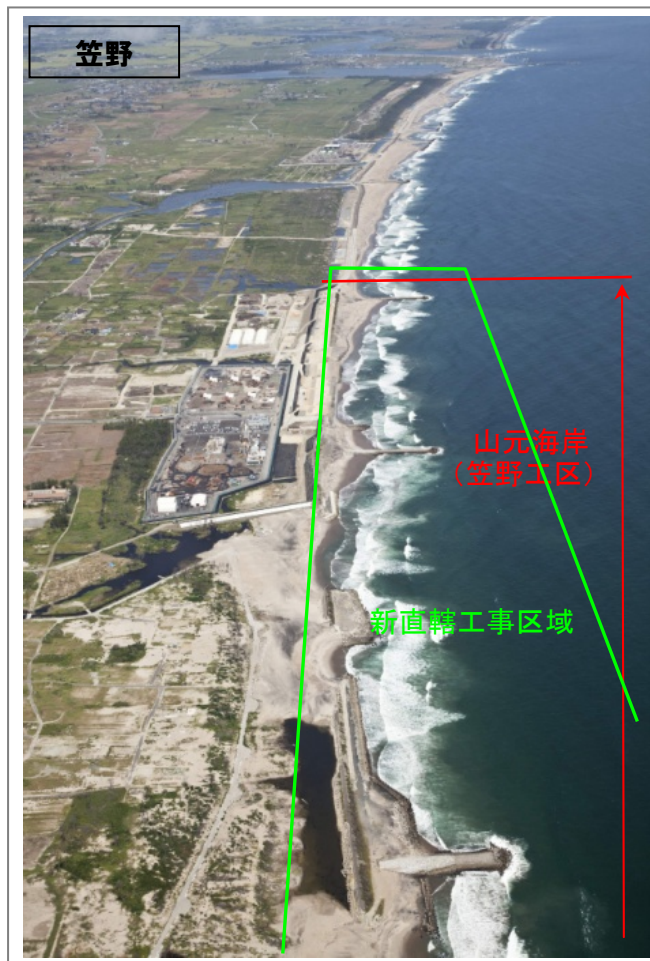


圖 2.1.2-12 位置圖

■中浜工区空中写真



■笠野工区空中写真



■蒲崎工区空中写真

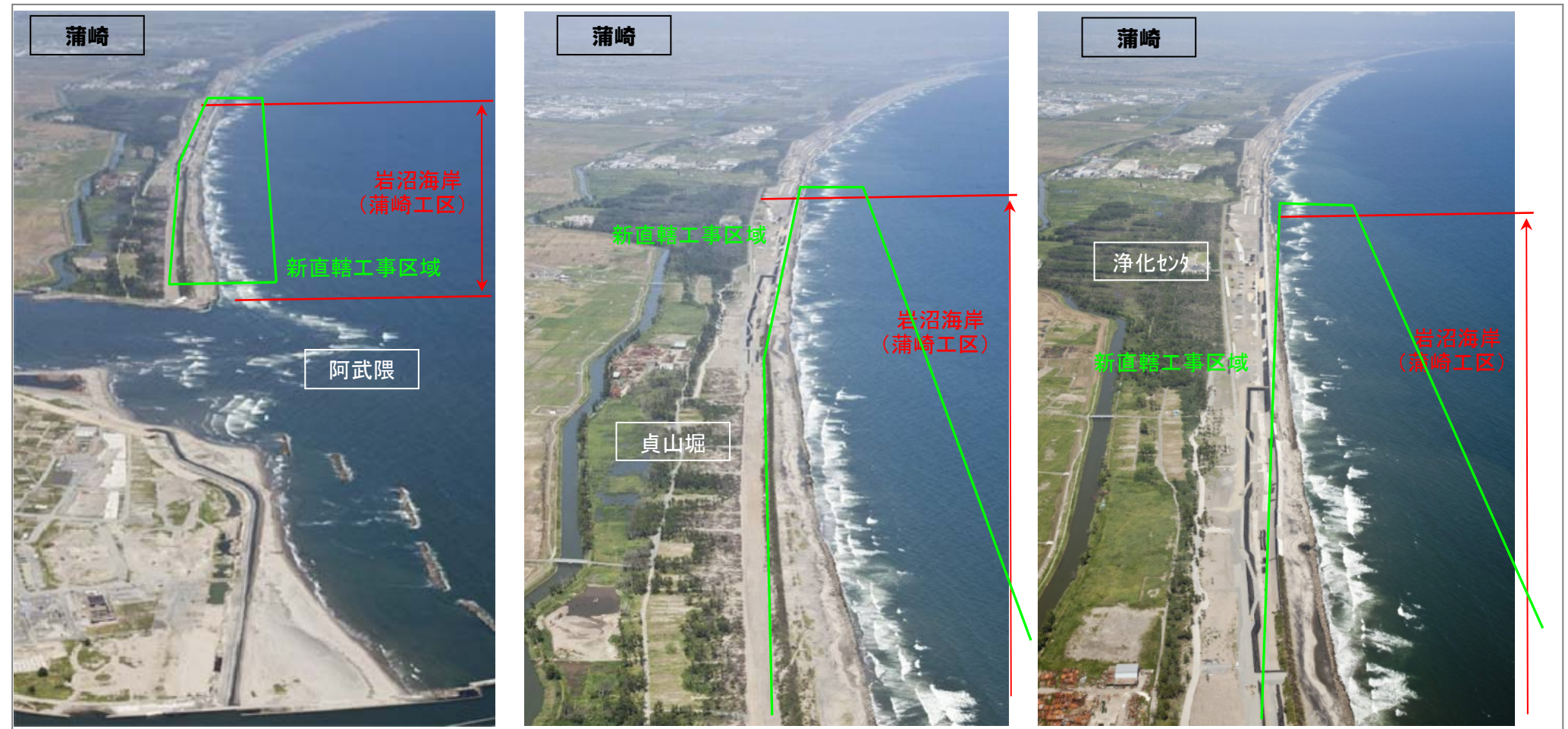
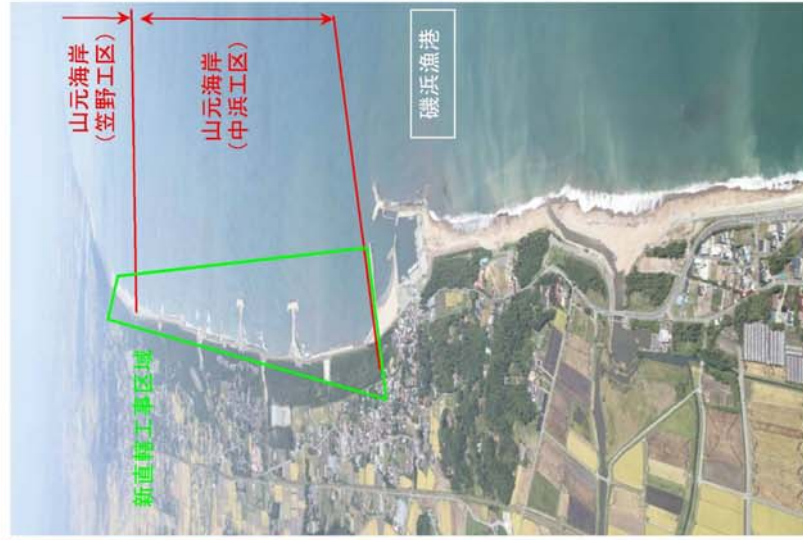


写真 2.1.2-3 東空中写真

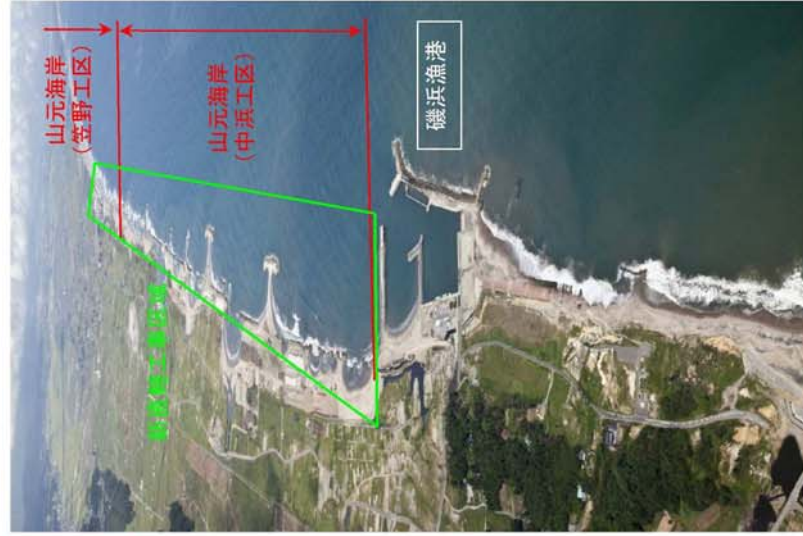
## ■ 中浜工区 (1/4)



H13.9.24



H22.9.29



H24.9.3

写真 2.1.2-4 中浜工区 (1/4)

## ■ 中浜工区 (2/4)



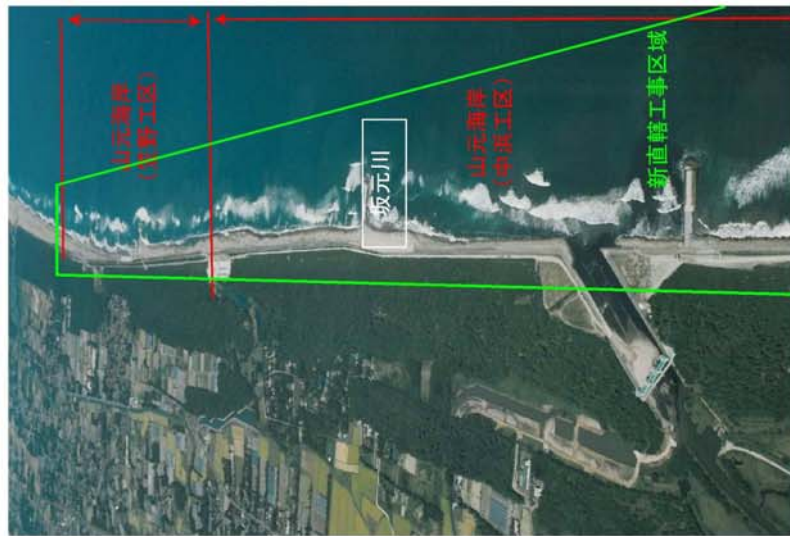
H13.9.24

H22.9.29

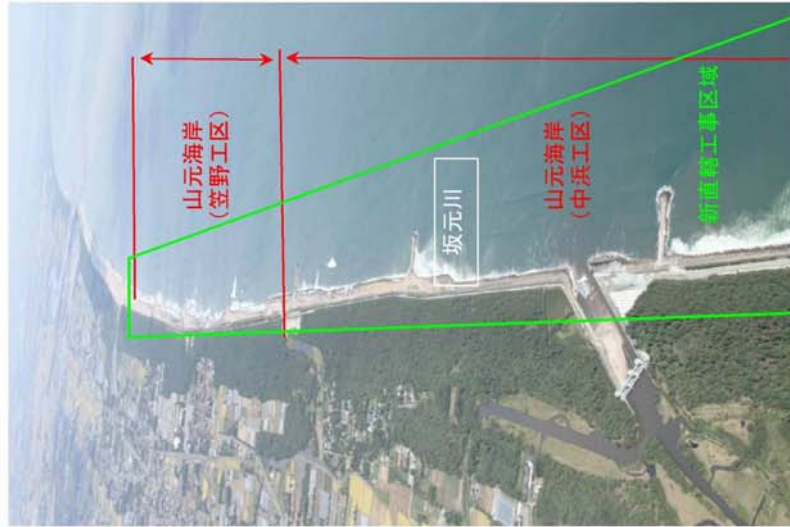
H24.9.3

写真 2.1.2-5 中浜工区 (2/4)

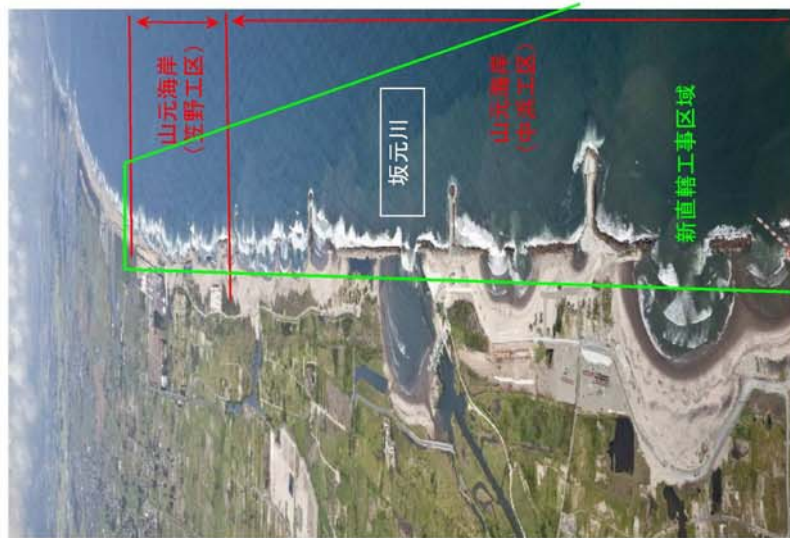
## ■ 中浜工区 (3/4)



H13.9.24



H22.9.29

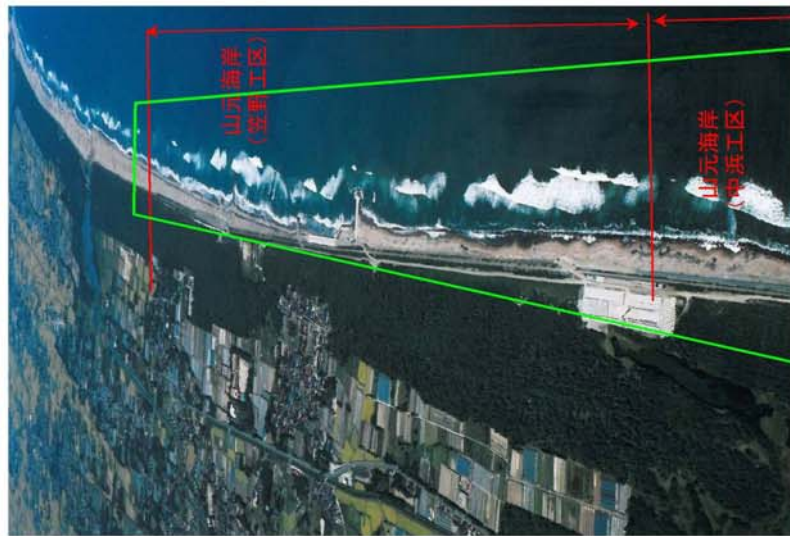


H24.9.3

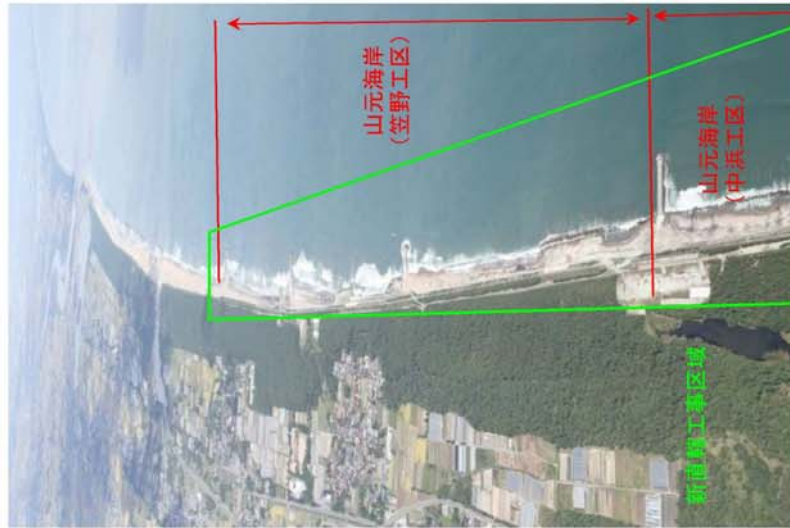
写真 2.1.2.6 中浜工区 (3/4)



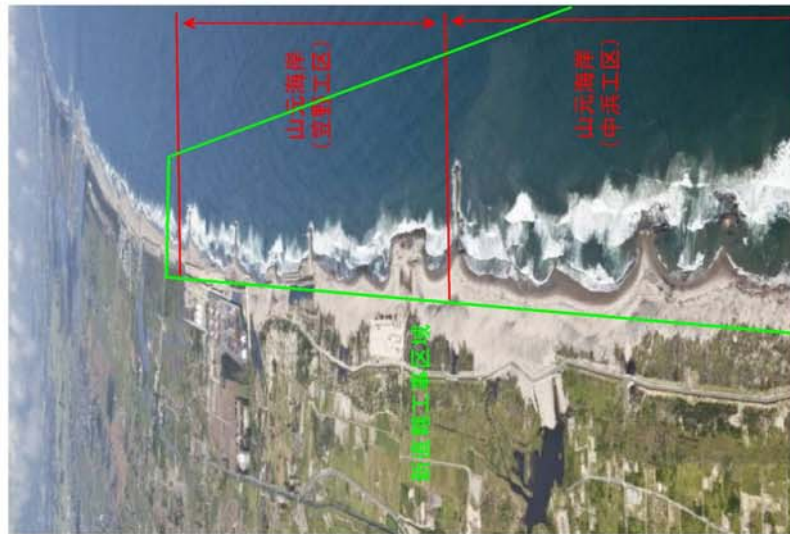
## ■ 中浜工区 (4/4)



H13.9.24



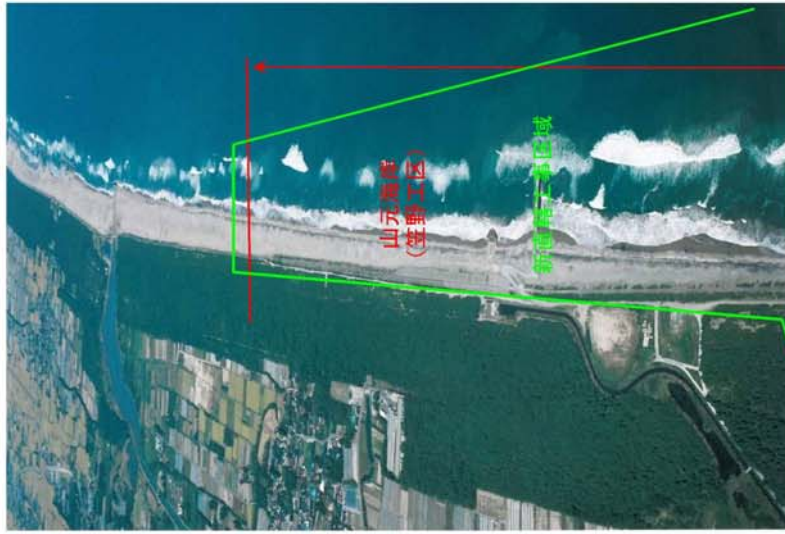
H22.9.29



H24.9.3

写真 2.1.2-7 中浜工区 (4/4)

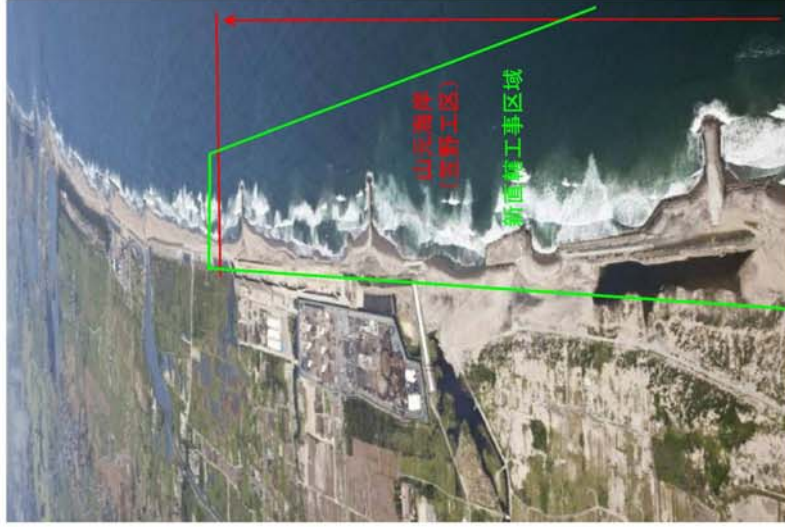
## ■ 笠野工区



H13.9.24



H22.9.29



H24.9.3

写真 2.1.2-8 笠野工区

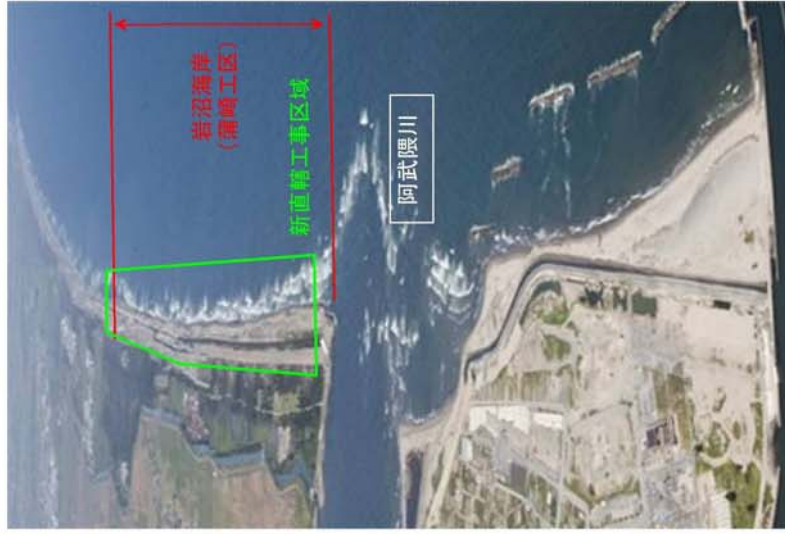
## ■ 蒲崎工区 (1/3)



H13.9.24



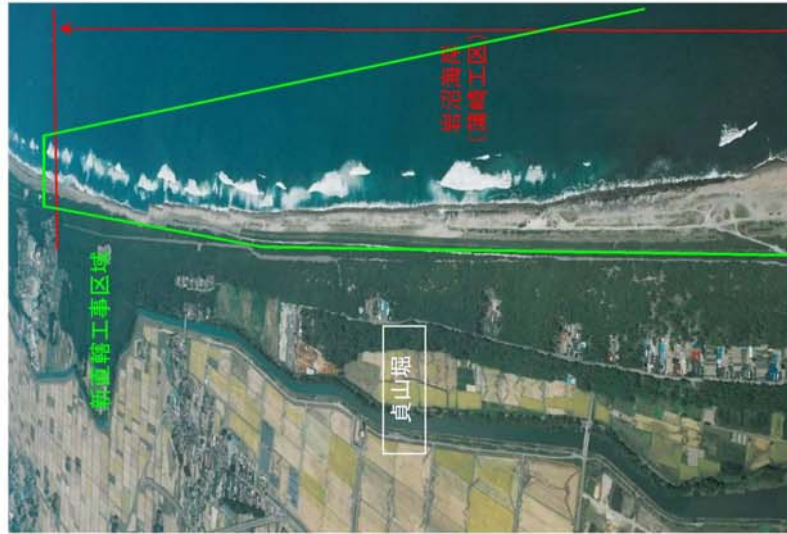
H22.9.29



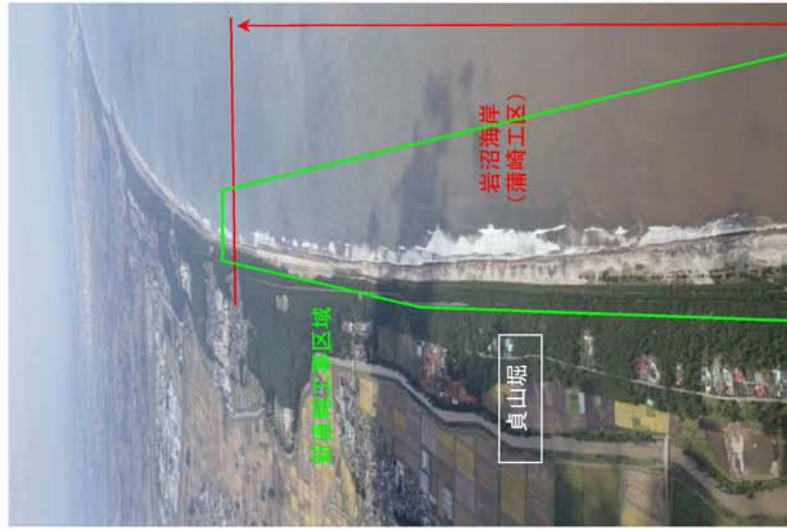
H24.9.2

写真 2.1.2-9 蒲崎工区 (1/3)

## ■ 蒲崎工区 (2/3)



H13.9.24



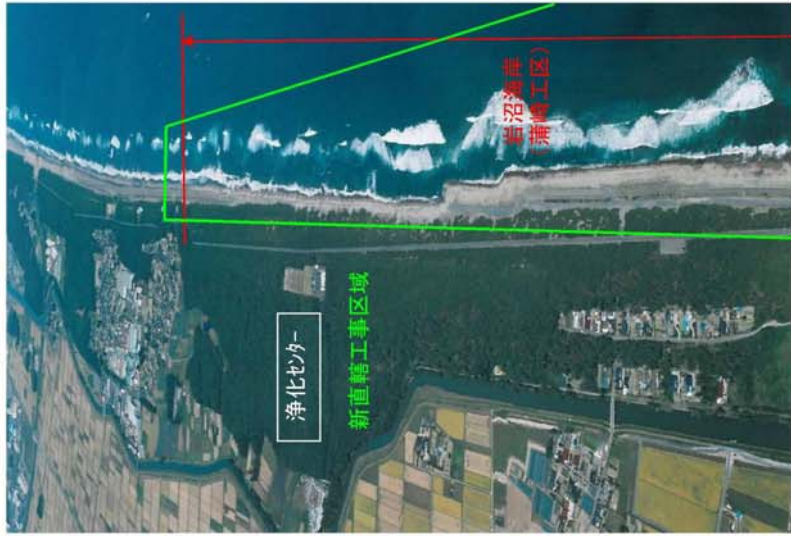
H22.9.29



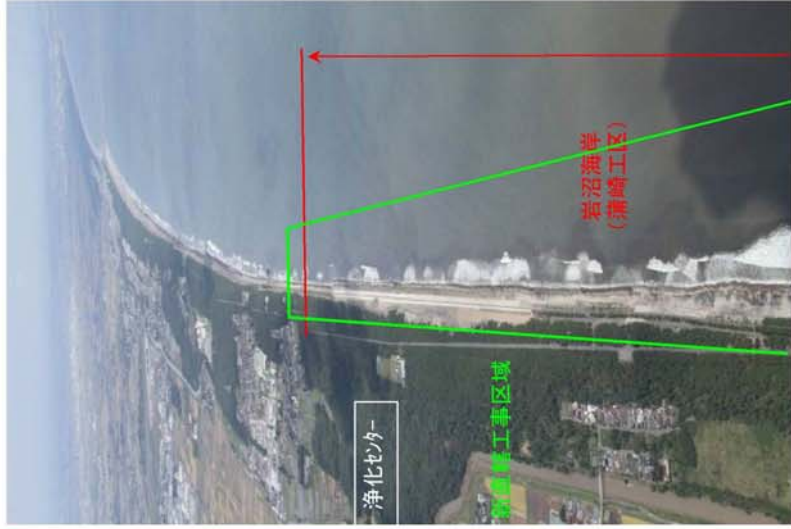
H24.9.2

写真 2.1.2-10 蒲崎工区 (2/3)

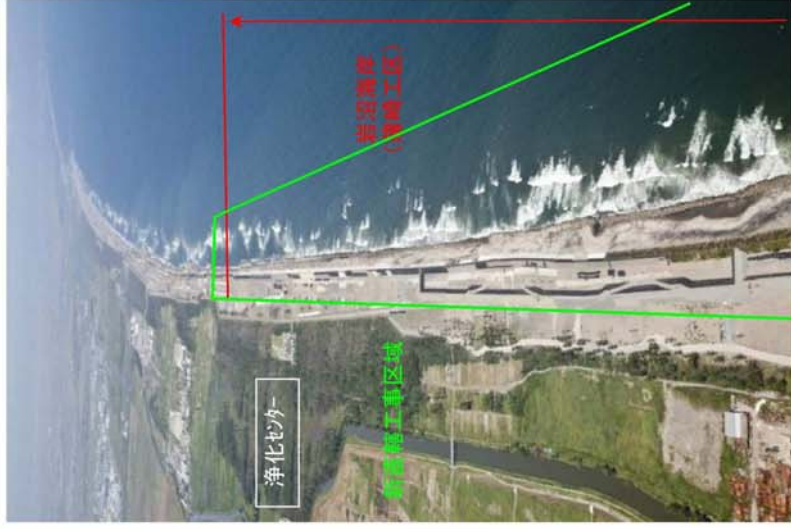
## ■ 蒲崎工区 (3/3)



H13.9.24



H22.9.29



H24.9.2

写真 2.1.2-11 蒲崎工区 (3/3)

添付図（岩沼海岸）

表2.1.2-1 添付図(岩沼海岸)

種 別	細 別	図面番号
平面図	海岸保全区域平面図（震災後）	⑥-1
	海岸保全区域平面図（震災後拡大）	—
	海岸保全区域平面図（震災後と震災後拡大の重ね図）	—
	旧直轄工事区域平面図	⑥-4
	新直轄工事区域平面図	⑥-5
	旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図	⑥-6
	標柱平面図案	⑥-7
	新直轄工事区域平面図（告示文根拠図）	⑥-8

※図面番号の丸数字⑥は、岩沼海岸の関連図面を示す。

海岸保全区域平面図（岩沼海岸） S=1:12000

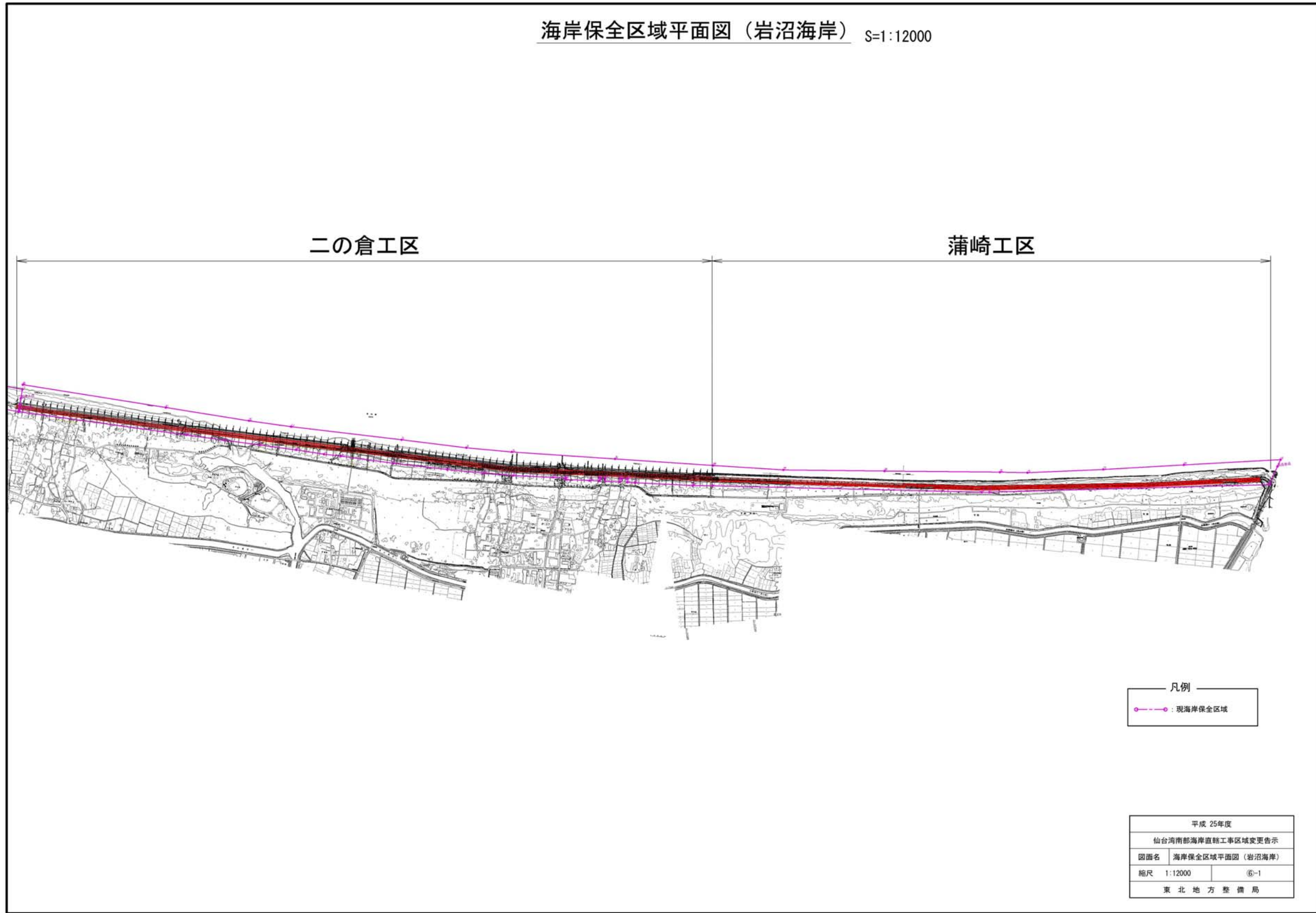
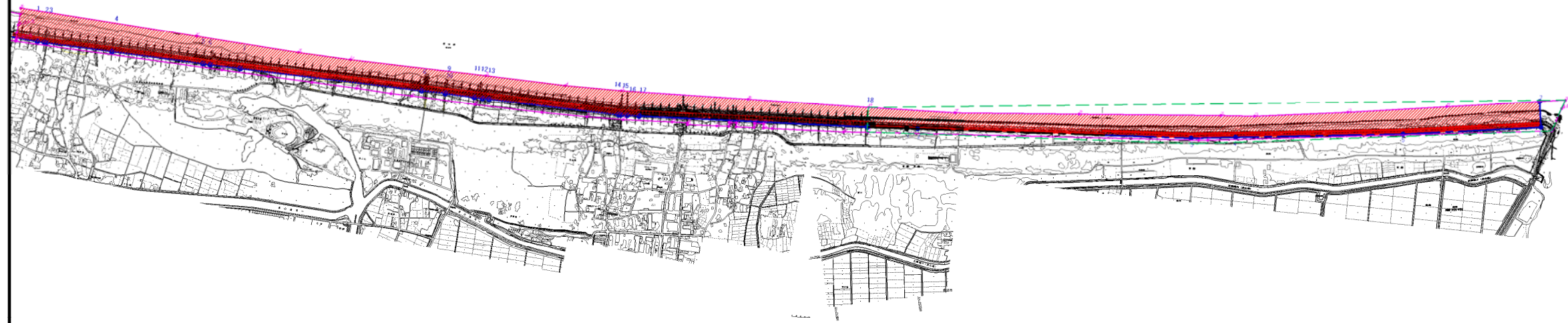


図 2.1.2-13 海岸保全区域平面図(岩沼海岸)

旧直轄工事区域平面図（岩沼海岸） S=1:12000



凡例

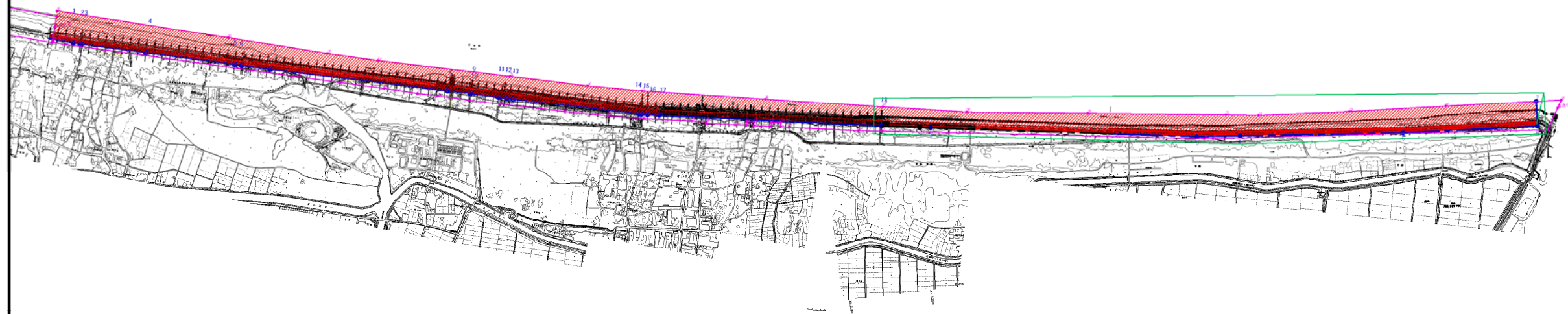
	: 新海岸保全区域
	: 現海岸保全区域
	: 旧直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	旧直轄工事区域平面図（岩沼海岸）
縮尺	1:12000
	⑥-4
東北地方整備局	

図 2.1.2-14 旧直轄工事区域平面図(岩沼海岸)



新直轄工事区域平面図（岩沼海岸） $S=1:12000$



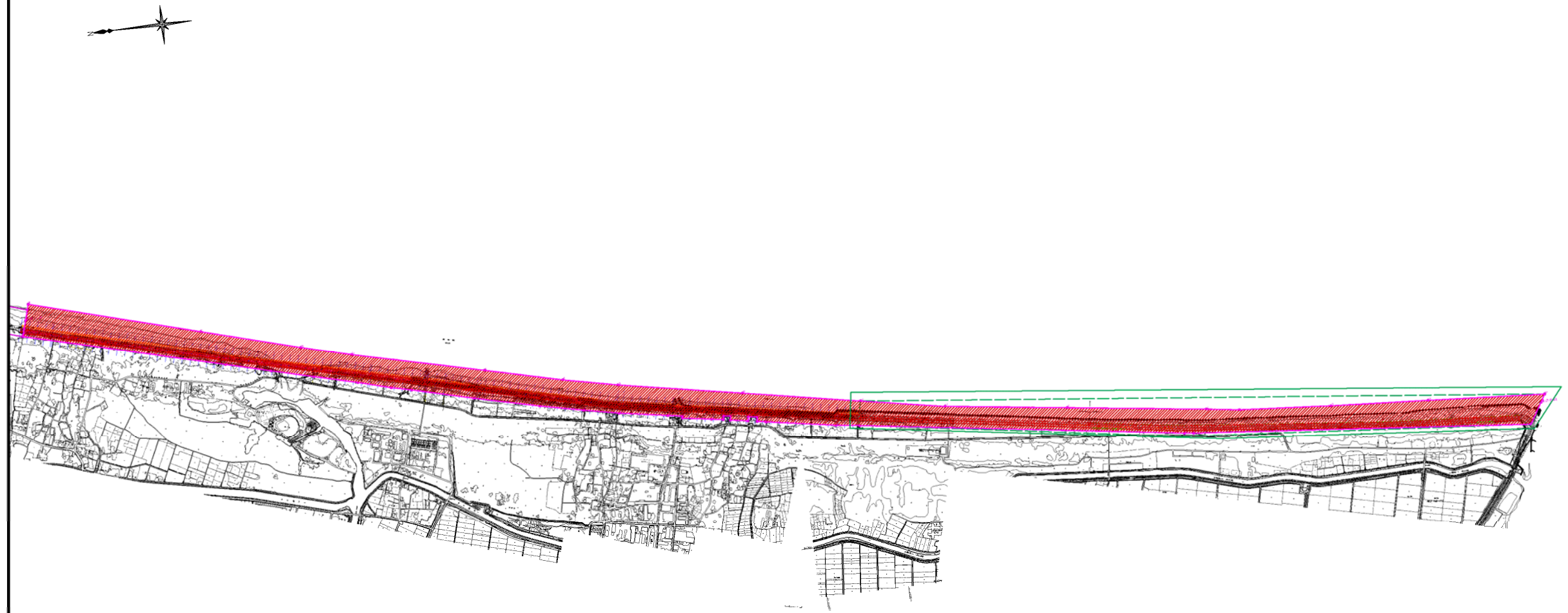
凡例

	新海岸保全区域
	現海岸保全区域
	新直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	新直轄工事区域平面図（岩沼海岸）
縮尺	1:12000 ⑥-5
東北地方整備局	

図 2.1.2-15 新直轄工事区域平面図(岩沼海岸)

旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図（岩沼海岸） S=1:12000



凡例

	: 現海岸保全区域
	: 旧直轄工事区域
	: 新直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図（岩沼海岸）
縮尺	1:12000 ⑥-6
東北地方整備局	

図 2.1.2-16 旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図(岩沼海岸)

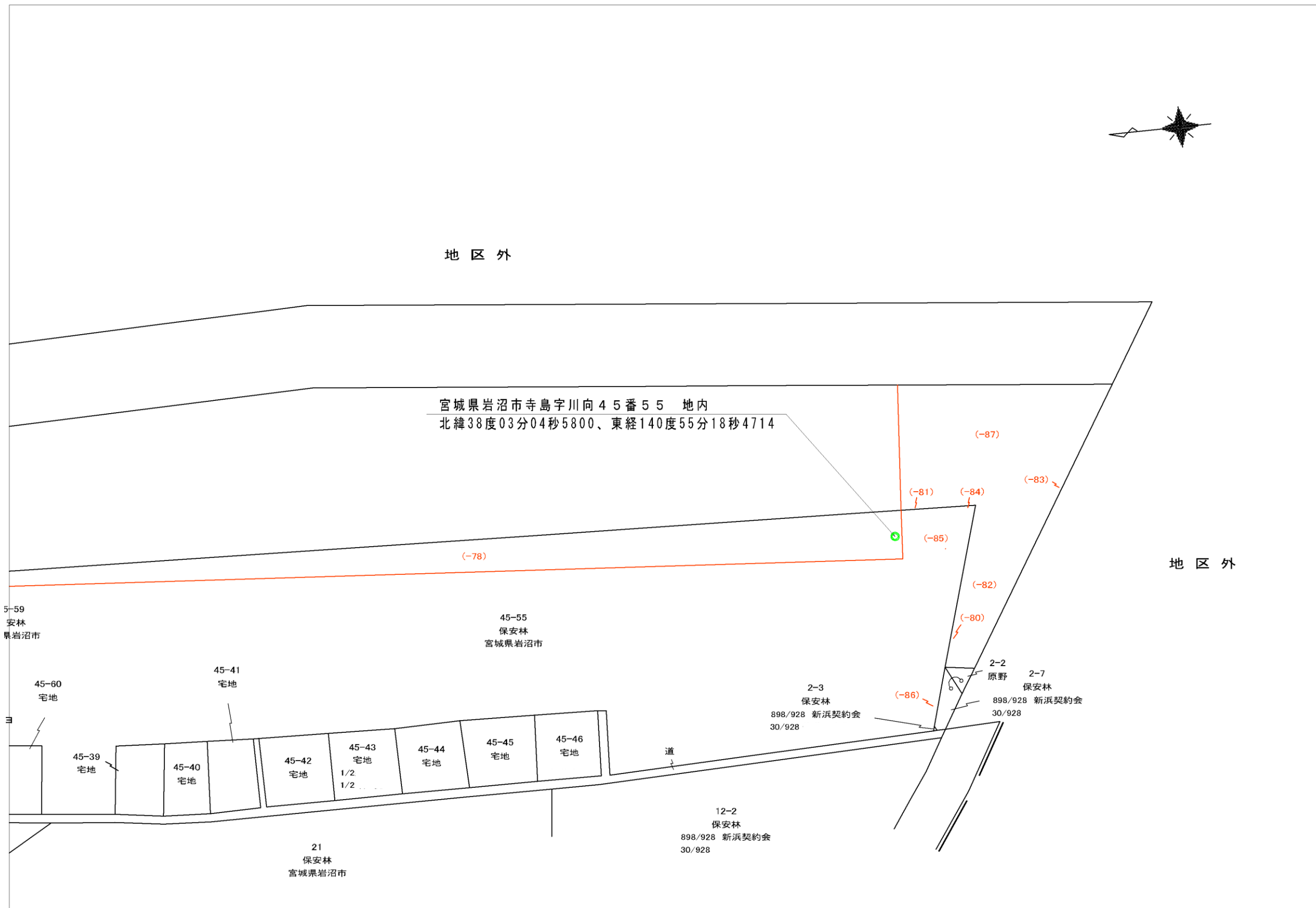


図 2.1.2-17 標柱平面図案

新直轄工事区域平面図（岩沼海岸）

S=1:7500

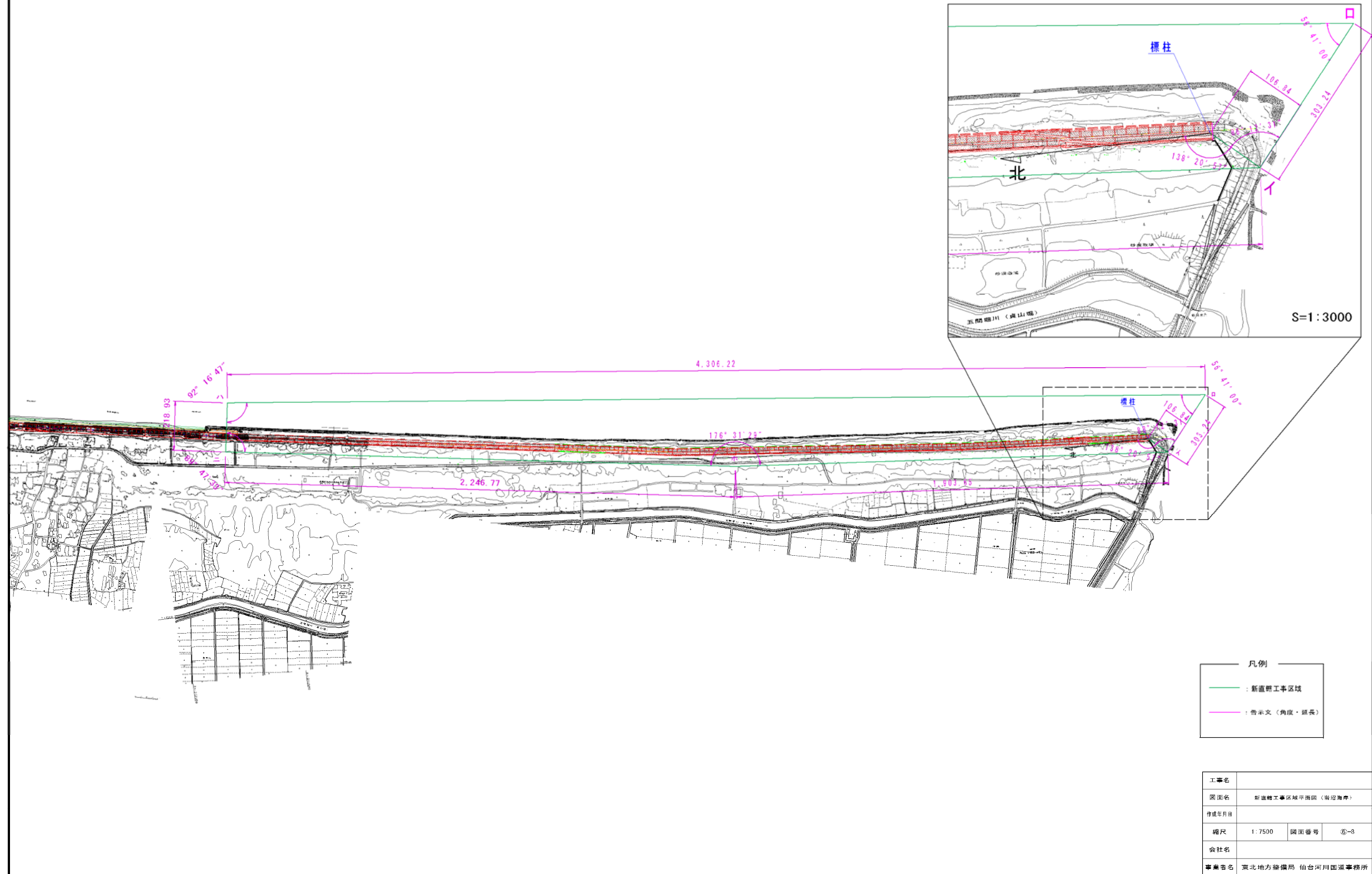


図 2.1.2-18 新直轄工事区域平面図(岩沼海岸)

④ 添付図（山元海岸）

表2.1.2-2 添付図(山本海岸)

種 別	細 別	図面番号
平面図	海岸保全区域平面図（震災後）	⑦-1
	海岸保全区域平面図（震災後拡大）	⑦-2
	海岸保全区域平面図（震災後と震災後拡大の重ね図）	⑦-3
	旧直轄工事区域平面図	⑦-4
	新直轄工事区域平面図	⑦-5
	旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図	⑦-6
	標柱平面図案	⑦-7
	新直轄工事区域平面図（告示文根拠図）	⑦-8

※図面番号の丸数字⑦は、岩沼海岸の関連図面を示す。

海岸保全区域平面图（山元海岸） S=1:12000

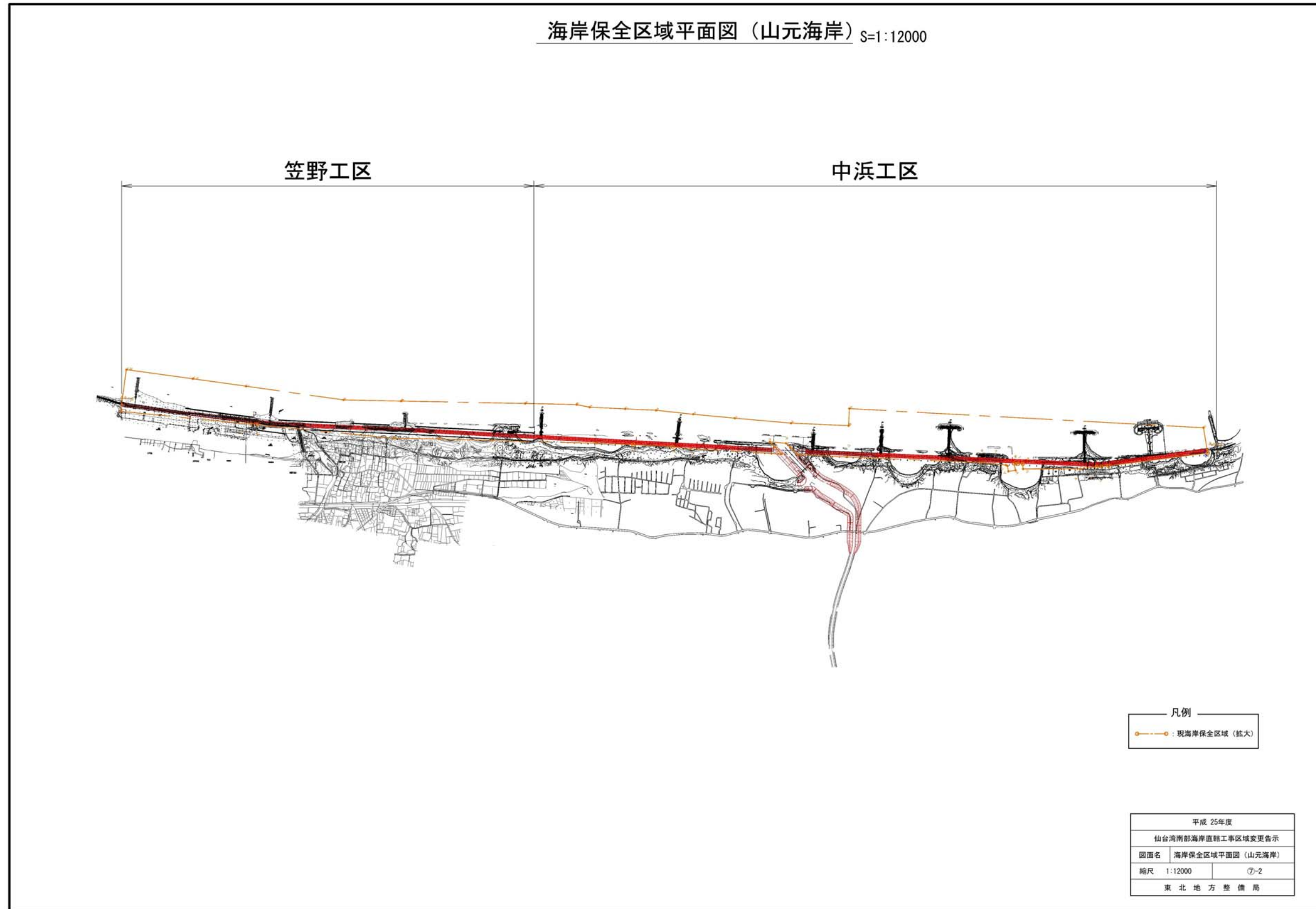


图 2.1.2-19 海岸保全区域平面图(山元海岸)

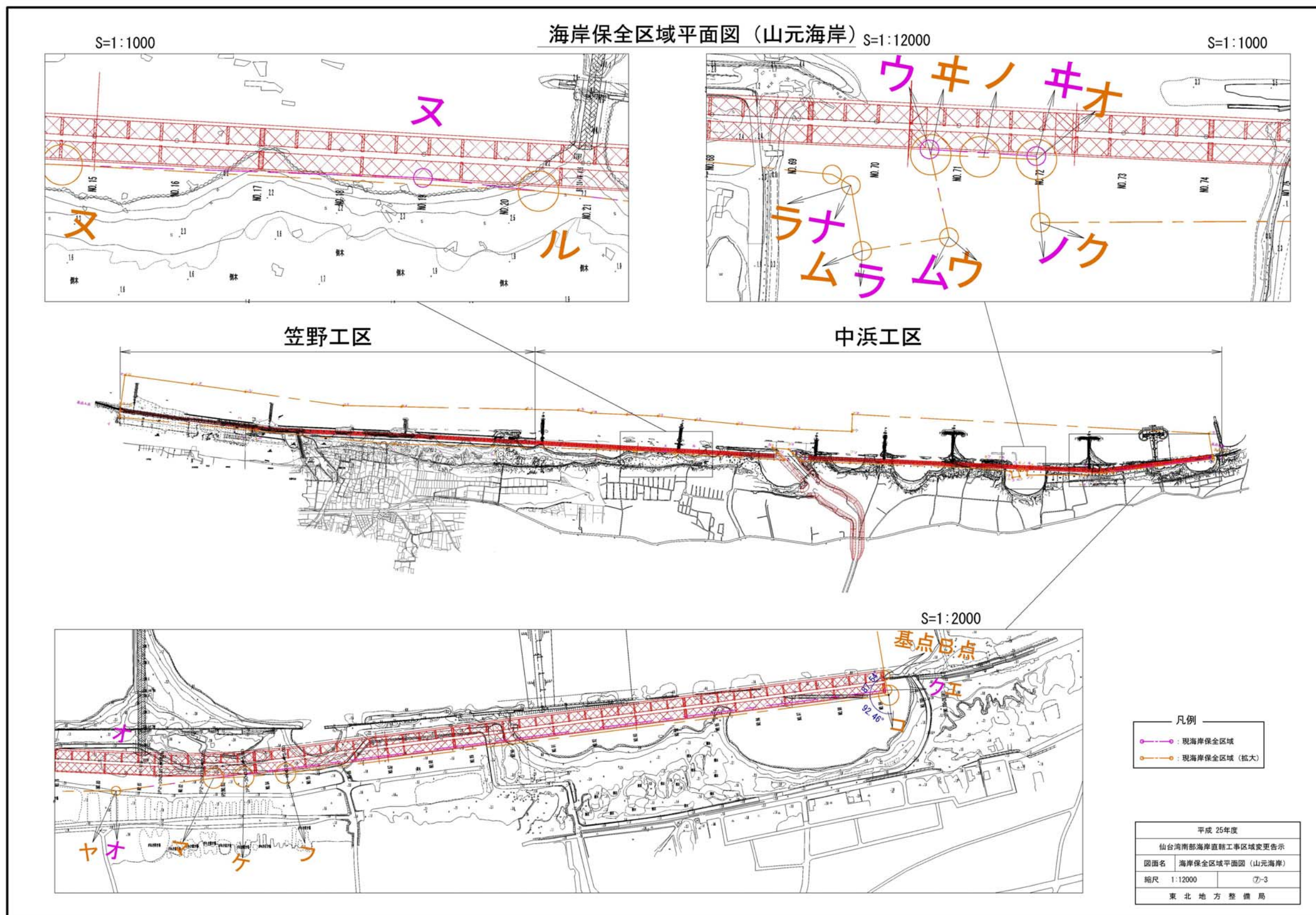
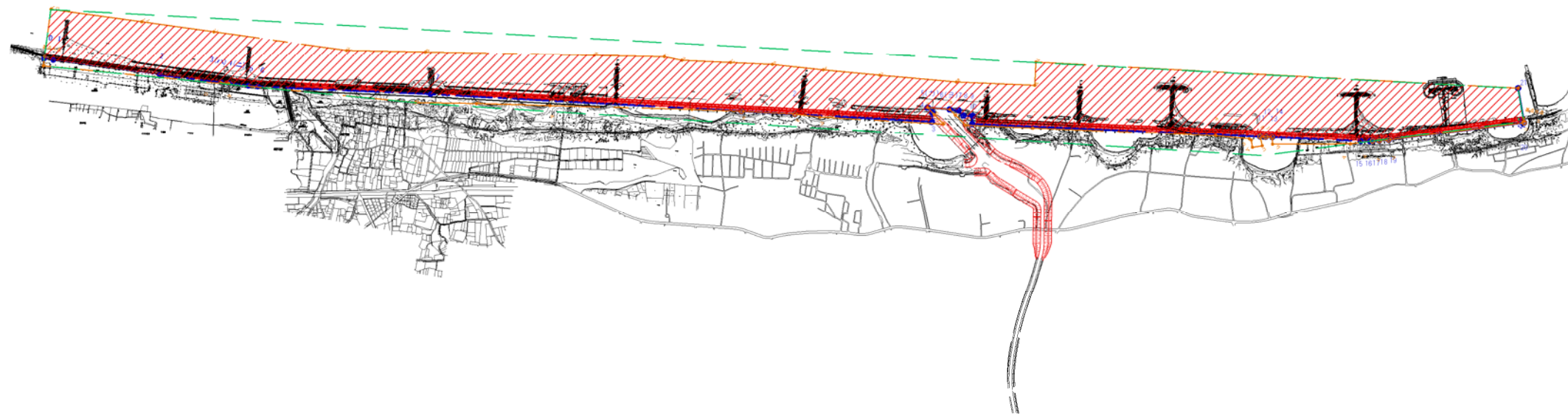


図 2.1.2-20 海岸保全区域平面図(山元海岸:拡大)

旧直轄工事区域平面図（山元海岸） S=1:12000



凡例

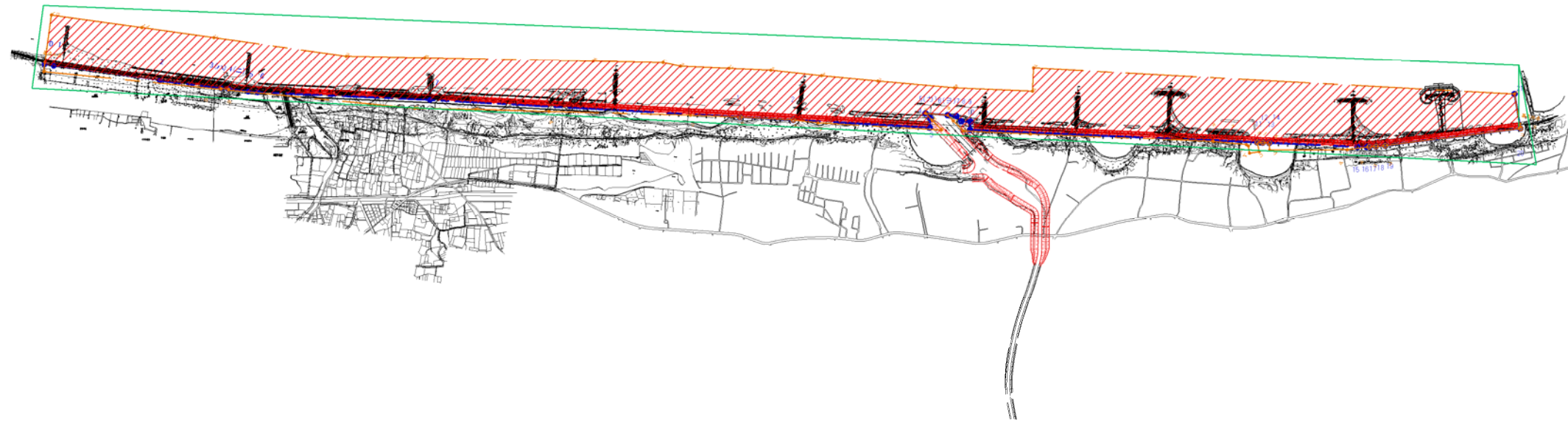
	: 新海岸保全区域
	: 現海岸保全区域 (拡大)
	: 旧直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	旧直轄工事区域平面図 (山元海岸)
縮尺	1:12000 ⑦-4
東北地方整備局	

図 2.1.2-21 旧直轄工事区域平面図(山元海岸)



新直轄工事区域平面図（山元海岸） S=1:12000



凡例

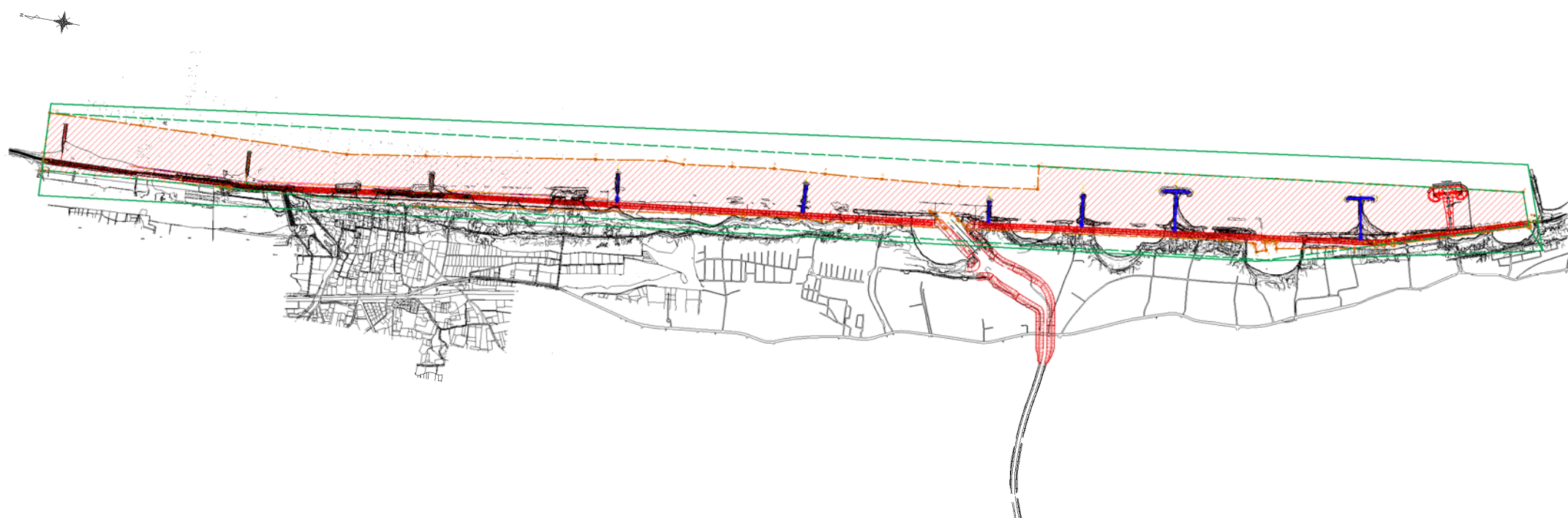
	新海岸保全区域
	現海岸保全区域（拡大）
	新直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	新直轄工事区域平面図（山元海岸）
縮尺	1:12000 ⑦-5
東北地方整備局	

図 2.1.2-22 新直轄工事区域平面図(山元海岸)

旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図（山元海岸）

S=1:12000



凡例

	: 現海岸保全区域
	: 旧直轄工事区域
	: 新直轄工事区域

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図（山元海岸）
縮尺	1:12000
	⑦-6
東北地方整備局	

図 2.1.2-23 旧直轄工事区域及び新直轄工事区域平面図(山元海岸)

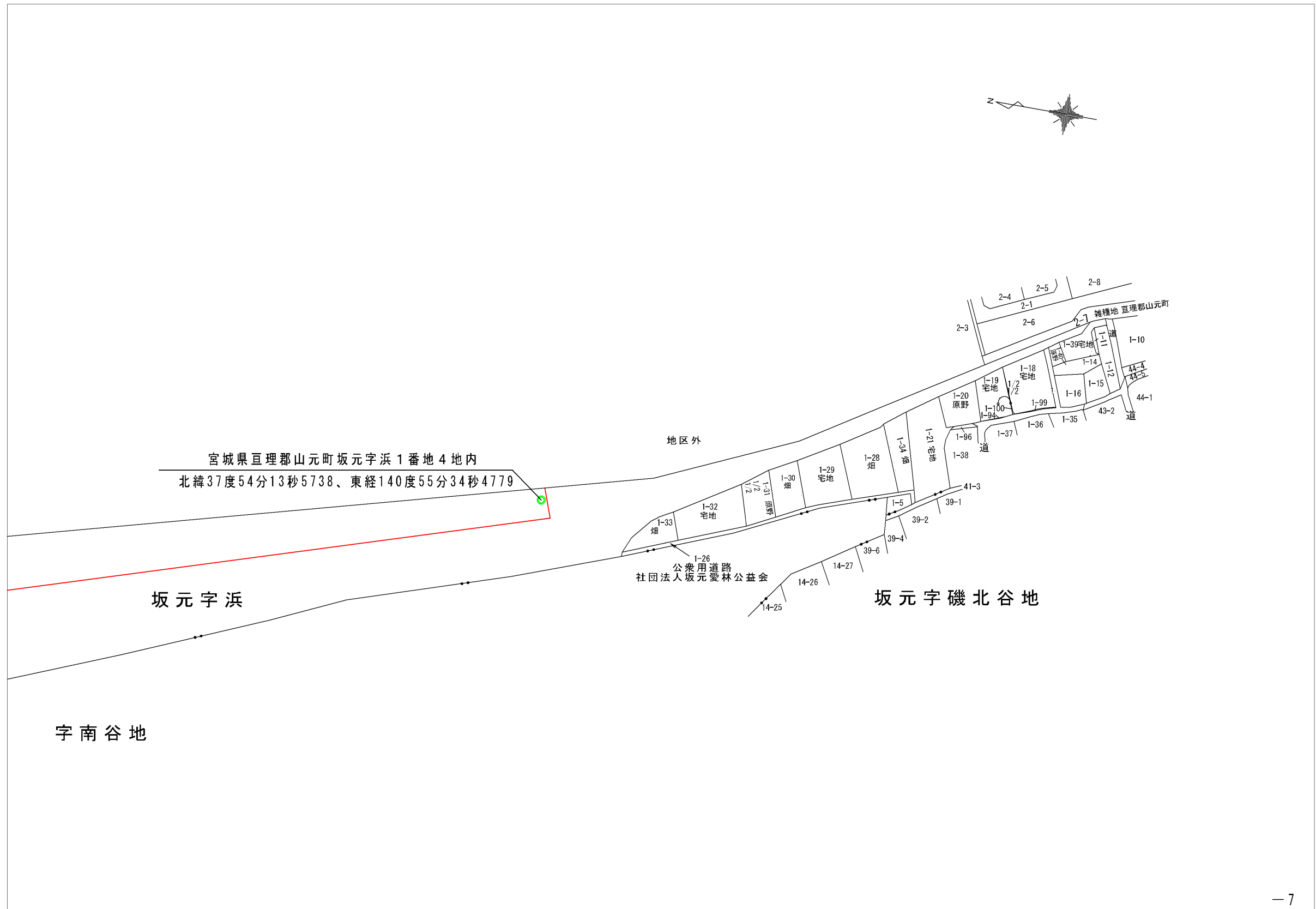
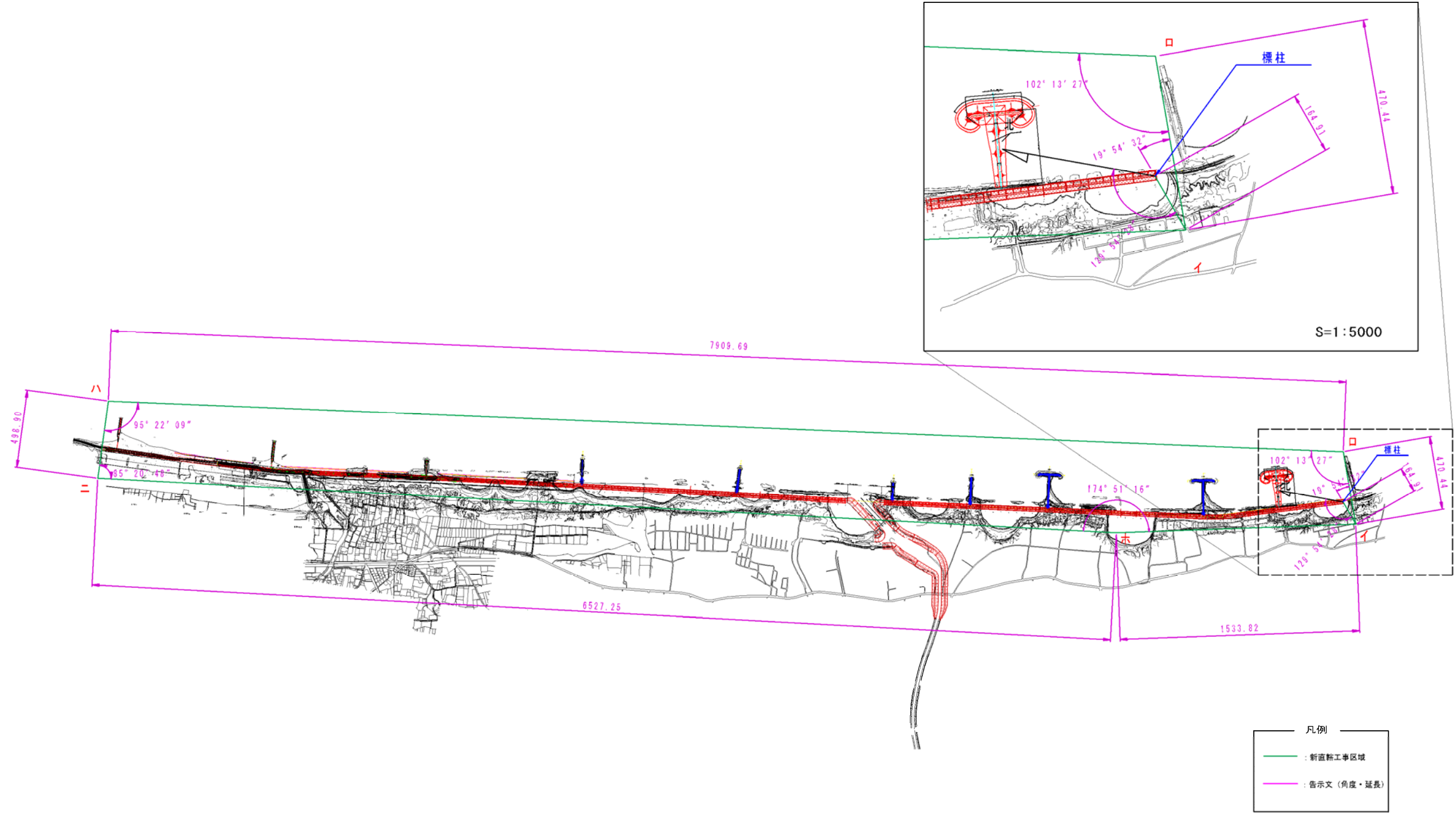


图 2.1.2-24 標柱平面図案

新直轄工事区域平面図（山元海岸）

S=1:12000



凡例

<span style="color: green;">—</span>	新直轄工事区域
<span style="color: magenta;">—</span>	告示文（角度・延長）

平成 25年度	
仙台湾南部海岸直轄工事区域変更告示	
図面名	①新直轄工事区域平面図(山元海岸)
縮尺	1:12000
	①-8
東北地方整備局	

図 2.1.2-25 新直轄工事区域平面図(山元海岸)